

平成30年第1回 まんのう町議会定例会

まんのう町告示第14号

平成30年第1回まんのう町議会定例会を次のとおり招集する。

平成30年2月16日

まんのう町長 栗田 隆義

1. 招集日 平成30年2月26日
2. 場 所 まんのう町役場議場

平成30年第1回まんのう町議会定例会会議録（第1号）

平成30年2月26日（月曜日）午前 9時30分 開会

出席議員 14名

1番 竹 林 昌 秀	2番 川 西 米希子
3番 合 田 正 夫	4番 三 好 郁 雄
5番 白 川 正 樹	7番 白 川 年 男
8番 白 川 皆 男	9番 大 西 樹
10番 藤 田 昌 大	11番 松 下 一 美
12番 三 好 勝 利	13番 大 西 豊
14番 川 原 茂 行	15番 田 岡 秀 俊

欠席議員 な し

会議録署名議員の指名議員

7番 白 川 年 男	8番 白 川 皆 男
------------	------------

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 多 田 浩 章	議会事務局係長 平 田 友 彦
----------------	-----------------

地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

町 長 栗 田 隆 義	副 町 長 栗 田 昭 彦
教 育 長 三 原 一 夫	総 務 課 長 高 嶋 一 博
企画観光課長 長 森 正 志	税 務 課 長 常 包 英 希

住民生活課長	細 原 敬 弘	福祉保険課長	佐 喜 正 司
会 計 管 理 者	萩 岡 一 志	健康増進課長	久保田 純 子
建設土地改良課長	池 田 勝 正	農 林 課 長	森 末 史 博
琴南支所長	雨 霧 弘	仲南支所長	見 間 照 史
教 育 次 長	脇 隆 博	学校教育課長	香 川 雅 孝
生涯学習課長	松 下 信 重	水 道 課 長	天 米 賢 吾
地籍調査課長	池 下 尚 治		

○田岡秀俊議長 おはようございます。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより平成30年第1回まんのう町議会定例会を開会いたします。

招集者であります町長の御挨拶をお願いいたします。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 皆さん、おはようございます。梅一輪一輪ほどの暖かさと申しますが、三寒四温を繰り返して少しずつ春に近づいてきております。

昨夜は冬季オリンピック閉会式が行われ、日本中に多くの感動を与えてくれましたピョンチャンオリンピックが17日間の熱戦に幕をおろしました。日本人選手の活躍は、2年半後の東京オリンピックへのこれ以上ない弾みをつけたと思っております。

本日、平成30年まんのう町議会第1回定例会を開催いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私ともに大変お忙しい中、御参集を賜りましてありがとうございます。

今定例会は新年度予算を審議する特に重要な議会であるとともに、早いもので4年の任期中、最後の定例会となりました。

今定例会に上程いたしておりますのは、議案46件でございます。よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いを申し上げまして、開会の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○田岡秀俊議長 直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先立ちまして、議会報告をいたします。

事務局長、多田浩章君。

○多田議会事務局長 御報告申し上げます。

初めに町長から、地方自治法第149条の規定に基づく議案44件を受理いたしました。

次に、地方自治法第404条の第2項の規定に基づく議案1件を受理いたしました。

次に、農業委員会法第8条の規定に基づく議案1件を受理いたしました。

次に、組合議会関係について、平成29年11月30日、平成29年第3回香川県後期高齢者医療広域連合議会定例会が開催され、認定第1号 平成28年度香川県後期高齢者

医療広域連合一般会計・後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算についての審議がされております。

平成29年12月26日、平成29年第3回仲多度南部消防組合議会定例会が開催され、議案第1号 仲多度南部消防組合職員の給与に関する条例等の一部改正についてほか1件の審議がされております。

次に、監査関係ですが、まんのう町監査委員より、平成29年10月分から29年12月分の一般会計収支、各特別会計収支及び水道事業会計収支の出納検査報告が参っております。

以上で、議会報告を終わります。

○田岡秀俊議長 議会報告を終わります。

日程第1 議会運営委員会報告

○田岡秀俊議長 日程第1、本日の議事日程等について議会運営委員会の報告を願います。

議会運営委員長、藤田昌大君。

○藤田昌大議会運営委員長 おはようございます。議会運営委員会の御報告を申し上げます。

去る2月21日、午前9時30分より、第1委員会室におきまして、町長、副町長、総務課長、議長同席のもとに議会運営委員会の委員5名が出席し、3月定例議会の運営について慎重に審議いたしました。その結果を御報告いたします。

平成29年度一般会計補正予算及び平成30年度一般会計予算審議の方法については総務常任委員会に付託し、他の常任委員会関係部分については、例年のとおり、それぞれの委員会において審査、質疑終結まで行い、その結果を総務常任委員会に報告する。総務常任委員会は報告を受けた後、全体的、最終的な審査を行うこととします。

それでは、お手元に配付されております議事日程第1号について御説明を申し上げます。

日程第1 議会運営委員会報告 議会運営委員長

日程第2 会議録署名議員の指名

日程第3 会期の決定 本日から3月14日までの17日間とします。

日程第4 施政方針

日程第5 所管事務調査の委員長報告 教育民生常任委員長

日程第6 所管事務調査の委員長報告 建設経済常任委員長

日程第7 所管事務調査の委員長報告 総務常任委員長

日程第8 議案第1号 まんのう町情報公開条例等の一部改正について 即決でお願いいたします。

日程第9 議案第2号 まんのう町個人情報保護条例の一部改正について 即決でお願いいたします。

日程第１０ 議案第３号 まんのう町ものづくりセンターの設置及び管理に関する条例の制定について 総務常任委員会付託

日程第１１ 議案第４号 まんのう町地域木材利用促進条例の一部改正について 即決でお願いします。

日程第１２ 議案第５号 まんのう町国民健康保険税条例の一部改正について 教育民生常任委員会付託

日程第１３ 議案第６号 まんのう町こども女性ひまわり基金条例の制定について 教育民生常任委員会付託

日程第１４ 議案第７号 まんのう町指定居宅介護支援の事業の人員、設備、運営等に関する条例の制定について 即決でお願いします。

日程第１５ 議案第８号 まんのう町手数料条例の一部改正について 即決でお願いします。

日程第１６ 議案第９号 まんのう町介護保険条例の一部改正について 教育民生常任委員会付託

日程第１７ 議案第１０号 まんのう町心身障害者福祉年金条例の一部改正について 教育民生常任委員会付託

日程第１８ 議案第１１号 まんのう町国民健康保険条例の一部改正について 即決でお願いします。

日程第１９ 議案第１２号 まんのう町健康生きがい支援センター条例の一部改正について 教育民生常任委員会付託

日程第２０ 議案第１３号 まんのう町都市公園条例の一部改正について 即決でお願いします。

日程第２１ 議案第１４号 まんのう町国民健康保険歯科診療所条例の一部改正について 即決でお願いします。

日程第２２ 議案第１５号 まんのう町公民健康保険診療所条例の一部改正について 即決でお願いします。

日程第２３ 議案第１６号 まんのう町水道事業の設置等に関する条例の廃止について 即決でお願いします。

日程第２４ 議案第１７号 エピアみかどの指定管理者の指定について 総務常任委員会付託

日程第２５ 議案第１８号 まんのう町琴南健康ふれあいの里の指定管理者の指定について 総務常任委員会付託

日程第２６ 議案第１９号 まんのう町琴南高齢者婦人活動センターの指定管理者の指定について 総務常任委員会付託

日程第２７ 議案第２０号 大川山キャンプ場の指定管理者の指定について 総務常任委員会付託

日程第 28 議案第 21 号 まんのう町塩入ふれあいセンターの指定管理者の指定について 総務常任委員会付託

日程第 29 議案第 22 号 塩入ふれあいロッジの指定管理者の指定について 総務常任委員会付託

日程第 30 議案第 23 号 塩入ふるさと研修館の指定管理者の指定について 総務常任委員会付託

日程第 31 議案第 24 号 塩入健康センターの指定管理者の指定について 総務常任委員会付託

日程第 32 議案第 25 号 まんのう町仲南特産品センターの指定管理者の指定について 総務常任委員会付託

日程第 33 議案第 26 号 まんのう町仲南道の駅交流センターの指定管理者の指定について 総務常任委員会付託

日程第 34 議案第 27 号 二宮忠八飛行館の指定管理者の指定について 総務常任委員会付託

なお、議案第 17 号から議案第 27 号は一括上程とさせていただきます。

日程第 35 議案第 28 号 まんのう町道路線の認定について 建設経済常任委員会付託

日程第 36 議案第 29 号 まんのう町道路線の変更について 建設経済常任委員会付託

日程第 37 議案第 30 号 香川県広域水道事業体設立準備協議会の廃止について 即決をお願いします。

日程第 38 議案第 31 号 平成 29 年度まんのう町一般会計補正予算（案）第 5 号 総務常任委員会付託

日程第 39 議案第 32 号 平成 29 年度まんのう町国民健康保険特別会計補正予算（案）第 3 号 教育民生常任委員会付託

日程第 40 議案第 33 号 平成 29 年度まんのう町後期高齢者医療特別会計補正予算（案）第 3 号 教育民生常任委員会付託

日程第 41 議案第 34 号 平成 29 年度まんのう町下水道特別会計補正予算（案）第 1 号 即決をお願いします。

日程第 42 議案第 35 号 平成 29 年度まんのう町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算（案）第 2 号 教育民生常任委員会付託

日程第 43 議案第 36 号 平成 29 年度まんのう町水道事業会計補正予算（案）第 1 号 建設経済常任委員会付託

日程第 44 議案第 37 号 平成 30 年度まんのう町一般会計予算（案） 総務常任委員会付託

日程第 45 議案第 38 号 平成 30 年度まんのう町国民健康保険特別会計予算（案）

教育民生常任委員会付託

日程第４６ 議案第３９号 平成３０年度まんのう町後期高齢者医療特別会計予算（案） 教育民生常任委員会付託

日程第４７ 議案第４０号 平成３０年度まんのう町介護保険特別会計予算（案） 教育民生常任委員会付託

日程第４８ 議案第４１号 平成３０年度まんのう町下水道特別会計予算（案） 建設経済常任委員会付託

日程第４９ 議案第４２号 平成３０年度まんのう町農業集落排水特別会計予算（案） 建設経済常任委員会付託

日程第５０ 議案第４３号 平成３０年度まんのう町浄化槽整備推進事業特別会計予算（案） 教育民生常任委員会付託

日程第５１ 議案第４４号 固定資産評価員選任の同意について 即決をお願いします。

日程第５２ 議案第４５号 まんのう町農業委員会委員の任命につき認定農業者が委員の過半数を占めることを要しない場合の同意について 即決をお願いします。

日程第５３ 議案第４６号 まんのう町農業委員会委員の任命について 即決をお願いします。

なお、即決部分が従来より１４件になっておりまして、人事案件３件を除く１１件については、各委員長の承諾を得て即決にいたしました。即決というのは、この本会議で十分議論はできますので、そういった意味で各委員長の了解を得たことを報告しておきます。

一般質問は、２月２７日、２８日の本会議で行います。

以上の日程で意見の一致を見、午前１０時５８分、委員会を閉会いたしました。

以上で、議会運営委員会の報告を終わります。

○田岡秀俊議長 これをもって、議会運営委員会の委員長報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

日程第２ 会議録署名議員の指名

○田岡秀俊議長 日程第２、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第１２６条の規定により、議長において、７番、白川年男君、８番、白川皆男君を指名いたします。

日程第３ 会期の決定

○田岡秀俊議長 日程第３、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から３月１４日までの１７日間といたしたいと思います。これ

に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 異議なしと認めます。

よって、会期は１７日間と決しました。

日程第４ 施政方針

○田岡秀俊議長 日程第４、施政方針を行います。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 まず、皆さん方の議員さんのタブレットのほうにこの施政方針入ってますので、またごらんになっていただけたらと思います。

本日ここに、平成３０年まんのう町議会第１回定例会開会に当たり、私の町政運営に対する所信の一端を申し述べるとともに、平成３０年度当初予算における主要施策の概要につきまして御説明申し上げます。議員並びに町民の皆様の御理解と御賛同を賜りたいと存じます。

初めに、社会経済情勢と国の動きについてでございます。

我が国の経済はアベノミクスの推進による雇用・所得環境の改善や海外経済の回復が続く中で緩やかな回復基調が続いており、輸出や生産のほか、個人消費や民間設備投資が持ち直すなど、民需が改善し、経済の好循環が実現しつつあります。

こうした中、政府は持続的な経済成長の実現に向け、生産性革命と人づくり革命を両軸として、少子高齢化という最大の壁に立ち向かうため、新しい経済政策パッケージを打ち出し、経済成長の果実を生かし、誰もが生きがいを感じ、その能力を思う存分に発揮することができる一億総活躍社会の着実な実現と経済の好循環の強化を図ることとしており、本町としてもこれらの取り組みが地方経済への好影響をもたらす追い風となるよう大きな期待をしているところでございます。

そして、昨年１２月に国が公表いたしました平成３０年度地方財政対策によりますと、地方一般財源総額は、子ども・子育て支援や地方創生等の重要な課題に取り組みながら地方公共団体が安定的な財政運営を行えるよう、平成２９年度を上回る額が確保されたところであります。

その一方で、地方公共団体の重要な財源である地方交付税につきましては、景気回復に伴い地方税の増収が見込まれるなどの影響により、前年度と比較して２．０％の減額とされたところであります。

また、地方における一般財源の総額につきましては、平成３０年度までは平成２７年度の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとしているものの、地方の基金残高にかかわる昨今の議論などを受けて先行きは不透明な状況であり、今後も地方財政に大きな影響を及ぼす国の政策や動向に注視した財政運営が求められます。

歳出面におきましては、主なものとして、公共施設等の老朽化対策を初め、適

正管理を推進するための公共施設等適正管理推進事業費について、河川、港湾等の長寿命化事業やユニバーサルデザイン化事業を対象に追加するなど、内容を拡充するとともに事業費を増額し、また、地方公共団体が自主性・主体性を最大限発揮して地方創生に取り組み、地域の実情に応じたきめ細やかな施策を可能にする観点から、平成２７年度に創設されましたまち・ひと・しごと創生事業費については、平成３０年度においても引き続き１兆円を確保するなど、重点的な取り組みが求められているところであります。

こうした状況において、平成２７年に策定したまんのう町まち・ひと・しごと創生総合戦略は平成２９年度の間年を終え、４年目の平成３０年度を迎えるに当たり、まんのう町が抱える克服すべき課題は継続して、一つ、人口減少の抑制、二つ、町内産業の活性化、三つ、交流人口の拡充、四つ、地域の財産である森・水・農業の有効活用、五つ、転出を食い止め、転入希望者に選ばれる定住施策の推進でございます。

国の地方創生に関する見解は、少なくとも総合戦略の期間である平成３１年度までは継続することとなっており、まんのう町としては、平成３０年、３１年度の今後２年間で着実な成果を追求いたします。

次に、今年の最大の行事「育樹祭」について触れさせていただきます。

今回、育樹祭に皇太子殿下と雅子妃殿下がそろって御臨席されるのは実に１４年振りとあって、町内はもとより、県内各地で大勢の皆さんが歓迎されたほか、町内からは式典参加者だけでなく、行事のスタッフやプログラムへの出演者など、総勢９００人にのぼる方々がかかわることになり、成功裏に開催されたものと考えております。

昭和６３年に本町で開催された全国植樹祭から２９年を経過し、開催時の記憶を持つものも少ない中、先催市町の事例を参考に、本町の特徴をいかに出せるかを模索しながらの開催準備となりましたが、関係者の御支援、御協力のもと、無事、開催町としての役割を果たせたものと安堵しております。

この地元としての取り組みは、華やかな式典行事とは対照的に地味なものでありますが、育樹祭に向けての取り組みを本町にとっていかに有効なものにするかに意を尽くしました。

まずはこの大きな行事の開催を通じて、町外に向けていかに本町をＰＲするか、次に、町内に向けては、行事内容の周知と協力依頼を通じて、町民の皆さんの森林資源に恵まれた本町の特徴などの認知の向上や、森林の整備と活用への理解の醸成をいかに図るかということを目標といたしました。

町外に向けてのＰＲにつきましては、式典参加者への本町の観光パンフレットの配布のほか、おもてなし広場ではＰＲコーナーを設置し、特産品の試食や販売などを通じたＰＲのほか、育樹祭当日の四国新聞に大きく「まんのう町」の広告を掲載するなど、本町の魅力の情報発信を行ったところでございます。

また、本町の特産品のうちひまわりオイルと花梨化粧水につきましては、式典参加者へのお土産として提供したほか、県の広報誌と町の広報誌の１月号において読者プレゼントを行い、当選された県内外の３８３名の方々に郵送いたしました。その際に、町外の方に

は本町の観光パンフレットを同封するなど、今回の育樹祭を通じたさまざまな機会を捉えて本町のPRに努めてまいったところであり、一定の効果はあったものと考えております。

町内に向けての取り組みとしましては、町内の各種行事について育樹祭記念行事と認定し、その会場では育樹祭のPRとともに本町の森林の現況などの周知を行うほか、町産ヒノキを使用した啓発物品の配布などを通じて、森林整備や森林資源の利活用の重要性などについて意識の啓発を行ったところでございます。

また、本町の恵まれた森林資源を次の世代に引き継ぎ、有効に活用していくという今後の課題に向けては、「まんのう町みどりのまちづくり宣言」を実行委員会の皆様に意見をいただき制定したほか、その内容を広く周知いたしました。

育樹祭の開催を機とした以上の取り組み結果を踏まえ、今後は森林を中心とした「みどり」の整備や保全などへの町民の関心の高まりを捉え、「子どもと森と木のある暮らしを育むみどりのまちづくり」に積極的に取り組んでいきたいと考えております。

次に、本町の財政状況と今後の見込みでございます。

平成28年度の一般会計決算額は、歳入総額が107億8,269万9,000円で、前年度に比べて35億6,296万8,000円、24.8%の減、歳出総額が100億9,078万9,000円で、前年度に比べて35億9,366万7,000円、26.3%の減となり、歳入歳出とも前年度を下回りました。

この主な要因は、歳入におきましては、子ども未来夢基金の創設に伴う財政調整基金繰入金10億円の皆減及び合併特例債の繰上償還に伴う減債基金の繰入金5億8,228万8,000円の皆減、地域振興基金創設に伴う9億5,000万円の地方債借入額の皆減によるものであります。

また、歳出におきましては、歳入に連動して合併特例債の繰上償還を含む公債費において、前年度に比べて39.0%、6億8,788万7,000円の減、また、子ども未来夢基金及び地域振興基金等の積立金20億円の皆減などによるものであります。

決算収支につきましては、実質収支が6億649万4,000円の黒字、単年度収支も6,904万6,000円の黒字となりました。

また、実質単年度収支は、子ども未来夢基金創設のため、財政調整基金からの10億円の取り崩しが皆減したことにより、1億1,126万9,000円の黒字となっております。

財政の健全化を示す各指標につきましては、経常収支比率が物件費、維持補修費等経常的経費の増加により、前年度に比べて4.1ポイント上昇して84.1%に、実質公債費比率は前年度実施した起債の繰上償還などにより1.4ポイント下降して7.0%に、公債費負担比率も繰上償還による長期債元利償還金が減少したこと等により、前年度に比べて3.4ポイント下降し、14.1%となりました。

自主財源の根幹となる町税収入におきましては、国の各種政策の効果が発現する中で景気の回復が徐々にあらわれていることなどから、地方全体では増収が見込まれており、本

町の平成２９年度町税収入の決算見込みも、微増ではありますが、前年度決算額以上は確保できるものと見込まれております。

平成３０年度の町税収入の見通しは、新たな経済対策の実施による景気への影響について予測できない状況にある中、平成２９年度決算見込額並みが確保できることを期待しているものの、法人税などは不透明な状況にあり、増収への過度の期待は控えなければなりません。

さらに、本町の地方交付税は合併特例期間の終了により、平成２８年度以降の５年間で段階的に逓減され、平成３３年度には１０億円余りの大幅な減収となる見込みであり、一般財源所要額の確保に大きく影響することから、その備えとして一層の行財政運営のスリム化を図る必要があると考えております。

一方、歳出につきましては、公債費において、平成２７年度に繰上償還を実施し、現債高が一旦減少したものの、琴南支所、四条小学校等の大型改修事業に係る公債費の増加、また、少子高齢化の進展に伴う扶助費の増加が避けられない現状に加え、今後、医療保険に係る特別会計への繰出金の増加や町有施設の老朽化に伴う維持補修費が財政を圧迫し、厳しい状況が続くものと思われます。

それでは、平成３０年度当初予算の概要について御説明申し上げます。

平成３０年度のまんのう町当初予算は、一般会計と特別会計を合わせて総額１６７億１６０万円となっており、前年度当初予算総額と比べ１億９、５４０万円、対前年度比１．２％の増加となっています。

会計別に見ますと、まず一般会計では、総額１１３億２、２００万円で、前年度に比べ５億４、２００万円、対前年度比５％の増加となっています。

次に、特別会計は５３億７、９６０万円で、前年度に比べて３億４、６６０万円、対前年度比６．１％の減少であります。

当初予算の主要な増減を分析してみますと、一般会計では、増加となった理由として、民生費の老人福祉費において、やすらぎ荘改修事業費として１億９、０５０万円を計上、保育所費におきましては、私立保育所整備交付金事業として１億１、３６７万９、０００円を新規計上しており、教育費の公民館費においては、神野公民館施設整備事業費として１億５、５７２万４、０００円を計上しております。

さらに公債費においては、合併特例債の長期債償還元金が増加傾向にあることから、前年度から２億６、４９４万３、０００円、２２．８％増加しております。

一方、総務費における琴南支所周辺整備事業費、農林水産業費の全国育樹祭実行委員会補助金や、教育費の小学校大規模改修事業費の減少が上げられます。

また、ＰＦＩ事業である満濃中学校等管理運営事業や町道等維持管理事業、若者住宅取得補助事業、小学校施設大規模改修事業は継続事業となっております。

次に、特別会計において、国民健康保険特別会計（事業勘定）では、保険給付費の減少や国保事業の広域化により予算規模が減少しております。

また、後期高齢者医療特別会計では、広域連合納付金が、介護保険特別会計では保険給付費が、下水道特別会計では施設整備工事費が、農業集落排水特別会計では施設の更新に伴う業務委託料がそれぞれ増加となっています。

また、水道事業会計につきましては、平成30年度からの香川県広域水道企業団への広域化に伴い皆減となっております。

浄化槽整備推進事業特別会計では、施設の払い下げに伴う施設管理費の減少により減額となっております。

また、医療保険関係の特別会計は国の制度改正に左右されるものであり、影響も大きいことから、引き続き、その動向を注視していく必要があると考えます。

次に、主要な事業、施策の概要について、総合計画の基本計画方針に示す施策目標及び地方創生総合戦略の分野別施策に沿って重点施策について御説明申し上げます。

まずは、「自然が輝くまちづくり」についてでございます。

昨年、全国育樹祭がまんのう町において開催されました。これを契機に、町域の7割を森林が占める本町の特性を生かし、森林・林業普及事業として、新生児への木のおもちゃプレゼントなどの木育推進事業や、町内の森や自然に関する施設を有効活用したみどりの学校推進事業など、子育て・幼児教育・学校教育にみどりを取り入れた事業を実施いたします。

また、森林振興事業におきましては、荒廃山林・竹林に対応する林業振興町産材を活用したまき生産や、町の一体的な森林振興を促進してまいります。

生活環境の保全としては、水質保全の観点で、生活排水対策として合併浄化槽整備への助成制度、地球温暖化の防止と資源保護の観点で、住宅用太陽光発電システム導入に要する費用の助成制度を引き続き実施いたします。

ごみ処理につきましては、住民の利便性向上のため、一年を通じて燃やせるごみの週2回収集を昨年4月より全域で実施したところ、ごみの量は約1割増加していますが、経過観察するとともに、引き続き、4R運動の啓発と推進を継続し、ごみの減量化と再資源化に取り組んでまいります。

次に、「心豊かな人材を育てるまちづくり」でございます。

まんのう町の将来を担う子供たちがよりよく成長するように、教育環境の整備に取り組んでまいります。

まず初めに、幼児教育の支援についてでございます。

昨年度より、町立保育所と幼稚園は全てが認定こども園としてスタートいたしておりますが、満濃南こども園につきましては、ゼロ歳児から2歳児が旧保育所施設で、3歳児から5歳児までが旧幼稚園施設での2カ所に分かれての運営となっており、認定こども園の目標であります保育と教育を一体的に運営することができない状況にあります。幼稚園部分に保育所を統合した園舎が必要になります。その解決のために、本年度の予定といたしましては、満濃南こども園検討委員会の答申を受けて用地を取得するとともに、基本設計

を実施いたします。

また、琴南こども園につきましては、旧保育所施設の耐震化工事の実施を予定しており、四条こども園においては、教室が不足しておりますため、教室の増築工事を行うことといたしております。

認定こども園としての運営が2年を終え、見えてきた課題に対応するため、また、園児のさらなる良好な育成に向け、教育研究所の計画のもと、保育教諭の研修などを通し、なお一層の資質の向上に努めてまいります。

次に、子供の支援、保護者の支援についてでございます。

教育委員会では、昨年度立ち上げた教育支援機構を十分に機能させ、早期支援教育センターの「多夢(たむ)」、適応支援センターの「育夢(いくむ)」、少年育成センターの「来夢(らいむ)」とが情報を共有しながら連携するとともに、スクールソーシャルワーカーが学校と保護者との連携を図る多面的な支援を継続して行います。

さらに、スクールソーシャルワーカーによる学校訪問や、個別家庭訪問による支援を行うことによって、問題を抱える子供の支援、保護者の支援を引き続き行ってまいります。

本年度より対象児を小学校6年生までに拡大した学童保育であります放課後児童クラブにおいても、働く保護者に対する子育て支援として引き続き行ってまいります。

また、日本の子供の貧困率は15.7%、約6人に1人の子供が経済的に困窮した状況に置かれていると言われております。就学前の子供の給食費の無料化等、子供の貧困対策を鋭意検討してまいります。

次に、教育支援についてでございます。

小中学校の35人以下学級の実施、学校図書館への司書の配置、中学生の海外派遣を引き続き実施するとともに、教育研究所は外部指導員を招聘するなど、校長及び教職員の研修などを通してなお一層の資質の向上に努めてまいります。

また、新年度より導入される英語教育に伴う人員配置と、最近、社会的にも注目を集めております教職員の超過勤務時間問題に対応した校務支援員等の配置を進めてまいります。

順次行っております小学校施設大規模改修事業につきましては、仲南小学校の改修工事を実施するとともに、琴南小学校につきましても検討を行います。

次に、生涯学習支援についてでございます。

神野公民館は地域住民の生涯学習やコミュニティーの拠点、また、避難所になるなど、防災拠点としても重要な役割を果たしていますが、現在、旧神野小学校や農村婦人の家の施設を利用しており、耐震性が確保されていないことや老朽化が著しいことから、まんのう町勤労青少年ホームに隣接して神野公民館を建築し、地域住民の拠点施設として整備いたします。

また、高篠ふれあいセンターにおいても同様でありますことから、平成30年度において基本設計を実施してまいります。

次に、「すべての人が輝くまちづくり」でございます。

人権尊重の社会を実現するためにさまざまな人権教育及び啓発を推進しておりますが、平成28年に施行された部落差別解消法、障害者差別解消推進法、ヘイトスピーチ対策法の三つの法律により、引き続き、差別の解消に向けた取り組みを行います。

男女共同参画の推進につきましては、男女が性別にとらわれず、さまざまな場面で等しく活躍できることも地域の活力を維持していくために大切です。中讃地区2市3町の圏域内で第2次定住自立圏構想によるワーク・ライフ・バランス推進と女性活躍推進のための連携・協働事業を具体的に実施してまいります。

次に、国際社会で活躍できる人材の育成と外国人との交流の場を設け、相互理解を促進することで外国人を自然に受け入れる地域づくりを推進するため、昨年度から交流を始めている台湾の屏東大学生との交流事業を引き続き実施してまいります。

芸術・文化の振興につきましては、郷土の歴史や伝統文化の継承、文化財を活用し、豊かで潤いのある社会をつくるために展示会や講演会などの機会の充実を図ります。

また、国指定重要無形民俗文化財「綾子踊」の民俗芸能の技術を正しく伝承し、伝統とさらには創作に資することを目的に、ユネスコ無形文化遺産登録に向けて取り組みます。

次に、歴史的遺産である満濃池は一昨年に世界かんがい施設遺産に認定・登録されましたが、国の名勝指定について取り組んでまいります。

またあわせて、この歴史的かつ文化的に貴重な文化財を保護するとともに、観光による集客を図り、地域の活性化につなげるために情報発信を強化いたします。

次に、「誰もが安心して暮らせるまちづくり」でございます。

健康づくりの推進の観点から、誰もが安心して暮らせる町の実現に向け、特定健康診査やがん検診、予防接種を実施充実させ、各種検診の受診率や接種率を向上させることで、病巣の早期発見や治療につなげ、罹患による重篤化の防止に努めます。

子育て支援においては、相談窓口に専任の保健師を配置し、妊娠期から子育て期にわたり、切れ目のない相談や情報提供を行います。

未就園乳幼児とその保護者の居場所の充実を図り、4月より新たな子育て支援拠点施設としてかりん健康センターの子育て支援相談窓口に併設して「つどいの広場・ひまわり」を週5日開所し、子育て親子の交流の場の提供や交流の促進、子育て等に関する相談・援助等の実施、また、地域の子育て関連情報の提供等の事業を実施し、子育て支援体制のなお一層の拡充に努めます。

また、現在、満濃農改センターと神野婦人の家を拠点として週3回開催していますつどいの広場は子育て支援室に移転し、長炭こども園内で週2回実施しております地域子育て支援センター事業は、長炭地域に子育て支援拠点ができるため、今回、廃止といたします。

また、引き続き、子どもインフルエンザワクチン接種助成事業を実施し、感染予防と重篤化の防止に努めます。

次世代育成の支援につきましては、結婚支援いわゆる婚活事業として、香川県が運営するかがわ縁結び支援センター「E N - M U S U かがわ」との連携や、老人クラブによる積

極的な活動をいただいておりますが、町としてもさらなる協力・支援を図ってまいります。

成人保健においては、女性がん検診（子宮頸がん・乳がん）の受診医療機関を1施設ふやし、より多くの方が受診できるような環境を整えます。

昨年度に引き続き、胃がん検診の二重読影を実施し、乳がん検診では40歳代に超音波検査を実施し、病巣の早期発見に努めます。

また、健康寿命の延伸を図るため、まんのういきいき体操地域サポーターによるいきいき体操の普及と健康づくり支援を継続して行います。

次に、地域福祉計画につきましては、地域共生社会の実現や地域福祉に関する活動への住民参加の促進、社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項の計画を策定します。

あわせて、平成29年度にまんのう町高齢者福祉計画及び策定した第7期介護保険事業計画により、平成30年度からの3年間の第1号介護保険料を決定し、介護保険の安定運用を図ります。

また、現行運用しております社協バスは、初年度登録から24年が経過し、老朽化が著しいため、車両を更新し、町内福祉団体の研修等の利用によりまんのう町の福祉向上を図ります。

高齢者福祉の充実といたしましては、指定管理施設である特別養護老人ホームやすらぎ荘が築後25年を経過し、空調システム等の劣化や外壁の経年劣化による雨水の浸潤が著しいことから、早急の修繕等を行い、施設の長寿命化を図ります。

次に、国民健康保険につきましては、平成30年度から財政運営の責任主体が香川県となることにより、新しく県と町が共同した国民健康保険特別会計が始まり、保険税の算定方式も従来の4方式から県が推奨する3方式に移行して、その安定運用に努めてまいります。

次に、「誰もが安心・快適に住めるまちづくり」でございます。

公共交通不便地域である本町において、交通弱者の移動手段を確保するために導入いたしましたデマンド型乗合タクシー「あいあいタクシー」も一定の成果を上げておりますが、今後とも利用者の皆様方のさまざまな御意見をいただきながら、より利用しやすく、さらに効率的な運営に努めてまいります。

また、75歳以上の高齢者や障害者が通院のために利用されている福祉タクシー運行事業につきましては、平成29年度より一月500円券2枚までの利用制限を、年間24枚で使用月の指定を行わないよう制度改正を行ったところ、利用率が約2倍となり、効果があらわれているため、継続的に実施をいたします。

次に、南海トラフ地震の発生が、近い将来、確実に起きると予測されていることから、引き続き、町道にかかる橋梁の長寿命化整備を進めてまいります。

また、耐震住宅施策では、昭和56年6月以前に建設された民間住宅の耐震改修への支援を行うため、国・県の制度に合わせ、本年度も継続して一部補助金を支給してまいります。

す。

あわせて、これまでのまんのう町自治会補助金交付要綱で集会場の耐震診断の費用に対する補助要件を新規に追加し、その後の耐震改修の要望を精査して、平成31年度以降に費用の一部を補助する制度を設けます。

また、空き家対策につきましては、平成29年度で実態調査をしておりますが、これまでに蓄積したデータ・情報とその結果も含めて今後の空き家対策を検討してまいります。

次に、防災・減災対策について、平成28年、29年度に策定しました災害時の業務継続計画、いわゆるBCPについて、引き続き、見直しを継続して最適化を図ってまいります。

また、昨年度に防災アドバイザーとして採用した元幹部自衛官による防災体制の強化、防災教室による地域への啓発や円滑な連絡体制の構築を順次進めてまいります。

あわせて、児童生徒の安全確保のために、町内の小中学校、こども園に防災用具の整備を行います。

交通安全対策につきましては、引き続き、交通安全意識の啓発と事故防止の取り組みを積極的に進めてまいります。

また、交通安全施策の一環として取り組んでおります高齢者免許返納制度につきましては、デマンドタクシーの一年間共通パス券助成につきましては継続し、なお一層、制度の利用者がふえるよう周知、啓発を行ってまいります。

次に、水道事業広域化につきましては、香川県広域水道企業団が発足し、現在、企業団として4月から業務を開始します。まんのう町においては、現在の水道料金制度や支払い方法などのサービスは当面変わりませんが、今後10年間で、8市8町でそれぞれ異なっておりますサービス水準を順次統一していくことになります。本町が単独で水道事業の経営を続けた場合、近い将来、大幅な料金値上げが必要となってきますが、統合の効果により値下げとなる事業計画となっております。

次に、若者定住促進策としての若者住宅取得補助事業は、平成27年度から5年間の予定で施行していますが、27年度は52件、28年度は60件、29年度は51件の予定で、うち17件が町外住民で、近隣市町から高松市、観音寺市、県外と広域化しており、この事業が幅広く知られるとともに、住宅建築と町内への定住化に貢献しているものと考えられ、引き続き、若者定住に向けた事業を推進してまいります。

次に、「地域経済の活力を高めるまちづくり」でございます。

農業の振興につきましては、農村地域において耕作放棄地や荒廃地の増加防止が課題となっております。平成30年7月には新しい農業委員を任命し、同時に新設された農地利用最適化推進委員とともに農地の流動化や耕作放棄地の発生や増加防止の活動を行うこととなります。

また、担い手農家の育成と農業委員会活動の融合により、担い手への新規集積面積40ヘクタールを目標として農地集積を加速化していきたいと考えております。

特定作物振興事業では、搾油用ひまわりの作付補助事業を継続して実施しており、平成

30年度も約20ヘクタールの作付を目指して準備を進めているほか、薬草等の栽培普及についても調査研究を進めたいと考えております。

また、香川県が農業振興地域の整備に関する法律に基づき農振計画の見直しを受けて、平成30年度と31年度の2カ年で本町においても農振計画の全体見直しを行い、確保すべき農地の精査を行います。

本年度の重点施策としては、平成29年度に土地改良事業で造成した農地にオリーブ生産拡大事業費補助金を活用したオリーブの栽培支援、また、琴南地区、島ヶ峰地区で不耕作農地の開墾に対して必要な施設用地の造成を行い、さらなる遊休農地の解消を目指します。

次に、土地改良事業におきましては、遊休農地、耕作放棄地の解消対策及び山間地における条件不利地域の生産基盤の整備事業は、まんのう町にとって非常に重要な事業と捉えております。

主な重点事業といたしましては、県営中山間地域総合整備事業、団体営土地改良事業、単独県費補助土地改良事業、多面的機能支払交付金事業、小規模ため池防災特別対策事業、集落営農推進生産基盤整備事業などがございます

特に、現在、取り組んでおります県営中山間地域総合整備事業（まんのう地区）にあっては、事業計画に基づいた整備地区の事業推進を図り、早期に事業効果の発現を図る必要がありますので、県営事業として県に対して本事業に対する予算確保を要望いたしております。

また、有害鳥獣対策につきましては、引き続き、イノシシ等の侵入防止柵の補助や有害獣捕獲補助行っていますが、個体数の減少に向けた取り組みを強化したいと考えております。

次に、地方創生、総合戦略とも密接に連携するものでございます。

平成28年度から本町の地域おこし協力隊員として2名を委嘱して地域振興と活性化のために活動いただいておりますが、新年度は1名の継続とあわせて2名の委嘱を予定しており、現在、5名の応募者について3月末までに選考の面接を行う予定でございます。

また、集落支援員も琴南地区で2名、仲南地区で1名委嘱しておりますが、引き続き、地域の活性化に寄与していただきます。

次に、ことなみ未来会議は、前年度に引き続き徳島大学の田口太郎先生を調整・まとめ役として、住民主導型の会議により琴南地区の活性化方策を検討することとしています。

まず、限界集落の維持方策を検討するため、平成30年度も引き続き集落状況調査やワークショップを実施する予定で、その結果をもとに地域でできること、行政としての役割等について実効性のあるものを地域住民の方と一緒に検討していくと同時に、調査区域を川東、中通地区に拡大することを予定いたしております。

また、旧琴南中学校の利活用につきましては、中学校利活用連絡会の高齢者部会、子育て部会、スポーツ部会、文化活動部会が協力し合い、今年度も各種プロジェクトに取り組

んでいく予定となっております。

また、平成29年度より通年プロジェクトとして取り組んでいます高齢者宅配弁当、いきいき運動塾につきましては、今後も利用者の要望を取り入れながら継続していく予定となっております。

また、満濃池周辺整備につきましては、隣接するゴルフ場の閉鎖などの状況変化や保安林解除に伴う法的基準への対応、関係する団体、地権者との調整など条件の精査を行い、平成30年度の早期のルート確定により基本計画を策定し、コースの整備を促進します。

次に、ふるさと納税についてでございますが、平成28年度は856万円であったものが、平成29年度は2,000万円を超える状況でございます。今後はさらなる寄附金額の向上を図るため、返礼品のラインナップを充実させるとともに、メディア等を活用しながら情報発信を行っていきたいと考えております。

次に、ものづくりプロジェクト事業でございます。

現在、改修工事中のまんのう町ものづくりセンター「ろくさん会館」は3月末に工事が完了し、4月稼働に向けて管理運営のための条例制定と体制づくりを進めております。

この施設では、特産品として町が力を入れているヒマワリ、カリン、薬草の加工を行うとともに、製品開発、商品化のための研究・検査を行います。

ヒマワリにつきましては、リニューアルしたひまわりオイルの販売デビューを4月に実施します。あわせて、ヒマワリを含めたまんのう町のPR用ドラマの配信や、メディア、インターネットを活用した全国発信を展開します。

これらの事業に関する地方創生交付金は平成31年度で終了することから、今後、2年間でまんのう町ものづくり推進協議会の自主的運営に向けて支援してまいります。

次に、商工業振興についてでございます。

平成29年度で策定いたしましたまんのう町中小企業等振興基本条例に基づき、まんのう町商工会と連携して町内中小企業の振興施策を検討します。

また、一部改正した企業誘致条例の条件緩和により、新たな企業誘致や現在町内で事業展開している企業への支援を図ります。

次に、「健全で住民がつくるまちづくり」でございます。

琴南地区につきましては、現在、実施しております琴南支所改修工事が今年度末に竣工予定であり、4月からは琴南支所庁舎内のワンフロアに役場支所、郵便局、内科診療所、歯科診療所、社会福祉協議会支所の機能が一体化され、ワンストップサービスが可能となります。住民の高齢化が急激に進んでいる琴南地区において、特に高齢者に配慮した住民本位の拠点施設になると考えております。

また、僻地医療を担っている琴南地区唯一の医療機関である町立内科診療所・歯科診療所の連携により、患者情報の共有と業務の効率化が図れると同時に、患者さんに対しての適切な医療行為、そして医療費削減にもつながっていくと考えております。

あわせて、美合歯科診療所の閉鎖に伴い、4月より造田歯科診療所へ通う患者さんで希

望される方につきましては、ことなみ未来会議のボランティアグループによる送迎を開始いたします。

次に、平成30年度においては、琴南総合センター新築に向けての用地買収と実施設計を予定しております。

総合センターを地域のニーズに合った施設とするため、平成29年度にことなみ未来会議において、地域住民の方を中心に新築事業検討部会を立ち上げて検討を重ねておりますが、限られた敷地の中で地域特性や周辺の自然環境などを考慮し、効率的な行政運営が可能となるべき出張所機能、住民参加と住民協働の場など、住民活動を充実させる公民館機能、地域の住民が安心して安全に暮らせる医療機能、消防機能を充実させるため、施設内に役場美合出張所、内科診療所、消防団屯所を併設することにより、地域住民のよりどころとなる公共施設とするものでございます。

また、堀田自治会より南の山間部において大規模災害等が発生した場合の救援や生命にかかわる重篤な容体の患者を中核病院へ搬送するため、新たに総合センター敷地内に緊急用の臨時ヘリポートを設置する予定でございます。

次に、仲南地区につきましては、平成26年度から取り組んでまいりました仲南支所の周辺整備事業が本年で5年目を迎え、支所と旧仲南公民館の間にある進入路の埋設工事を行います。これにより、支所、仲南公民館、町民文化ホール、仲南こども園の駐車場が一体的な利用が可能となり、利用者の利便性が向上するとともに、行事開催時の駐車場不足が解消されることとなります。

また、仲南支所と仲南小学校ののり面はツツジの景勝地として町内外から多くの方が訪れていますが、今回の整備でよりよい景観が提供できることとなります。

最後に、満濃地区におきましては、老朽化の著しい満濃農村環境改善センターの大規模改修について検討いたします。

以上、平成30年度の予算編成の基本方針並びに町政運営について申し上げます。

私にとりまして残された任期はあとわずかとなり、3期12年目の最終段階を迎えております。平成30年度も引き続き全力で町政運営に積極果敢に取り組み、何よりも町の活性化に向けてできる限り多くの住民の方や町内の各分野で活動いただいている団体・組織の方々との協働によるまちづくりを推進し、豊かな住民生活と個性あふれる多様な地域づくり、希望と誇りを持てるまちづくりを基本とした「元気まんまんまんのう町、改革と協働、輝きのまちづくり」実現のため、剛毅朴訥の気持ちを持って、渾身の努力を傾注する決意であります。

どうか議員各位を初め、町民の皆様方のかかわらない御理解と御支援をお願い申し上げまして、平成30年度の施政方針といたします。ありがとうございました。

○田岡秀俊議長 施政方針を終わります。

ここで、議場の時計で11時ちょうどまで休憩といたします。

休憩 午前10時42分

再開 午前１１時００分

○田岡秀俊議長 休憩を戻して、会議を再開いたします。

日程第５ 所管事務調査の委員長報告（教育民生常任委員長）

○田岡秀俊議長 日程第５、所管事務調査の委員長報告の件を議題といたします。

教育民生常任委員会の所管事務調査について委員長の報告を求めます。

教育民生常任委員長、三好勝利君。

○三好勝利教育民生常任委員長 命により、委員長報告を申し上げます。

教育民生常任委員会の委員長報告を行います。

２月１４日、午前９時３０分より、第１委員会室におきまして、委員４人、執行部より、町長、副町長、教育長、総務課長、所管課長全員の出席により、教育民生常任委員会を開催いたしました。

議題は、所管事務調査、その他であります。

町長挨拶の後、四条小学校放課後児童クラブ新築工事の現地調査を行いました。

その後、第１委員会室に戻り、所管課より事務報告を受けました。

まず、琴南支所より、内科・歯科両診療所の平成２９年４月より平成３０年１月の診療状況について説明があり、内科では対前年度比で診療報酬１０９．４％、延人数９５．５％、歯科では対前年度比で診療件数１０３．０％、延人数１０３．７％であるとの報告がありました。

次に、まんのう町国民健康保険歯科診療所条例の一部改正、まんのう町国民健康保険診療所条例の一部改正について説明がありました。

これは、今年度において実施している琴南支所改修工事の竣工に伴い、造田診療所・歯科診療所が琴南支所内に移転、４月から診療を開始するにあわせて条例を一部改正するものであるとの報告がありました。

また、県から派遣していただいております内科医師は、平成３０年度も引き続き琴南で勤務していただくことが決まっているとの報告がありました。

次に、住民生活課より、主要行事の報告として、戸籍・住基関係では、人口、世帯数、高齢化率、各種受け付け件数、発行件数の報告、環境関係では、ごみなどの収集状況、不法投棄処理件数などの報告を受けました。

先般、新聞報道でありました１月１０日にさぬき市で発症した高病原性鳥インフルエンザに伴う殺処分後の鶏の処理について報告がありました。これは、仲善クリーンセンターに１月１６日から１月２０日の５日間搬入され、総搬入量は約２０トン、殺処分された全体重の１８％である。ここで焼却した灰はエコランド林ヶ谷のほうに１月１７日から１月２２日の５日間搬入され、総搬入量は約１，４６８キログラムを埋め立てをしたとの報告がありました。

最後に、災害廃棄物処理計画について、中讃広域行政事務組合が圏域内を対象に現在策定中である。この計画は、環境省の大規模災害時における災害廃棄物処理計画策定モデル事業の補助を受け実施しているとの報告がありました。

委員より、災害廃棄物処理計画はいつまでに策定するのかとの質疑があり、執行部より、平成30年3月中旬にでき上がる予定であるとの答弁がありました。

委員より、現在、ごみ収集で収集日が祝日もしくは振りかえ日の場合、翌日は収集を行っていないが、平成30年度も行わないのかとの質疑があり、執行部より、原則、休みがあっても週1回は収集している。例えば5月の連休で週2回休みとなる場合は、振りかえて1回は収集する予定である。今後、祝日など関係なく週2回の収集となると、検討する必要があるとの答弁がありました。

委員より、転入者で自治会に未加入でもごみ収集かごにごみを出せるようにするべきであるとの意見があり、執行部より、自治会に入ってください取り組みや啓発をしていくべきであると考えている。また、新しい団地では、そこで新たに自治会的なものをつくることも可能である。できれば自治会に入って地域に溶け込んでいただきたい。自治会としても資源ごみであれば当番もあり、役割も担っていただきたい考えもあると思うとの答弁がありました。

次に、福祉保険課より、福祉係では民生委員児童委員関係の事業報告、また、重度心身障害者医療、ひとり親家庭等医療、子ども医療費の状況では、公費負担額などの説明がありました。

児童手当・生活保護世帯の状況については、国保・後期高齢者医療の状況、介護保険関係の状況などについての報告がありました。

次に、国民健康保険については、平成30年4月1日からの広域化に伴い、まんのう町国保運営協議会が2月1日に行われ、町長宛てに結果についての答申をしたとの報告がありました。

委員より、4月から広域化になることで住民にどういう影響があるのかとの質疑があり、執行部より、高額の高額多数該当のカウント方法が変わる。これは本町から他町に転出した場合、カウントが今まではゼロになっていたが、今後は転出した場合でもそのカウントが継続されるとの説明がありました。

第7期介護保険料率では、保険料の変動要因として、第1号介護保険料負担率が22%から23%になり、負担率がふえた。調整交付金の交付基準額の見直しにより、7.3%から6.45%に変更され、国からの交付金が減った。介護報酬の改定では0.54%の引き上げ、介護サービス給付費では、3年間計画ベースで9億1,660万8,000円の増などの要因により、保険料の改定を行う予定であるとの説明がありました。

次に、健康増進課より、各種行事・事業報告、中讃圏域健康生きがい中核事業利用実績、温泉バス利用実績、子育て支援サービス事業実績、インフルエンザ等接種状況について報告がありました。

また、まんのう町骨髄等移植ドナー支援事業助成金交付要綱の新規制定については、骨髄等移植ドナーの登録や善意による骨髄の提供の増加を図り、骨髄バンク事業の普及につなげたいという目的で新規制定するとの説明がありました。

次に、まんのう町地域子育て支援拠点事業実施要綱及びまんのう町子育てホームヘルプサービス事業実施要綱の制定について説明がありました。

これは、平成26年4月施行のまんのう町子育て支援サービス事業実施要綱を今回廃止し、まんのう町地域子育て支援拠点事業実施要綱とまんのう町子育てホームヘルプサービス事業実施要綱に分割した形になっている。変更点としては、ホームヘルプサービス事業では対象者を町内居住の保護者としているが、支援拠点事業についてはおおむね3歳未満の児童及び保護者とし、希望があれば町外の子育て親子の受け入れも可能としている。また、両事業とも、引き続き、まんのう町社会福祉協議会に事業委託をする。なお、施行日は両事業とも平成30年4月1日であるとの報告がありました。

委員より、ホームヘルプサービス事業のみ対象者の住所要件を町内居住としているのはなぜかとの質疑があり。執行部より、こちらから自宅に出向いていく事業なので、町内に限定しているとの答弁がありました。

次に、学校教育課より、12月から2月までの実績及び行事報告、四条小学校放課後児童クラブ専用施設の竣工式が平成30年3月29日の予定であるとの報告がありました。

委員より、野菜の高騰による給食への影響はないかとの質疑があり、執行部より、高騰に影響なく献立どおり提供できているとの答弁がありました。

次に、生涯学習課より、主要行事報告、町立図書館、スポーツセンターまんのう、まんのう天文台の利用状況、また、本年度成人式は1月7日に開催され、出席者は対象者223人のうち129人出席との報告がありました。

中通児童館が児童の利用状況がほとんどないため、協議の結果、平成30年4月1日より休館するとの報告がありました。

以上、所管事務調査を行い、午後3時31分に委員会を閉会いたしました。

以上で、教育民生常任委員会の委員長報告を終わります。

○田岡秀俊議長 これをもって、教育民生常任委員会の所管事務調査に関する委員長報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

日程第6 所管事務調査の委員長報告（建設経済常任委員長）

○田岡秀俊議長 日程第6、所管事務調査の委員長報告の件を議題といたします。

建設経済常任委員会の所管事務調査について委員長の報告を求めます。

建設経済常任委員長、川原茂行君。

○川原茂行建設経済常任委員長 建設経済常任委員会の委員長報告を行います。

去る、２月１３日、午前９時３０分より、第１委員会室におきまして、委員全員出席し、議長同席のもと、執行部より、副町長、総務課長、所管課長出席のもと、建設経済常任委員会を開催いたしました。

議題は、建設経済関係の所管事務調査、その他であります。

まず、雪が降り積もる中ではありましたが、現地調査のため、団体営中山間地域所得向上支援事業、追上地区、東山地区の工事現場をそれぞれ視察いたしました。

その後、第１委員会室に戻り、所管課より事務報告を受けました。

初めに、地籍調査課より、調査地区工程検査や閲覧等についての事業報告がありました。

委員より、対象筆数が閲覧後、一筆ふえた理由は何かとの質疑があり、執行部より、現地調査の際、条件にもよるが、合筆するケースが何件かある。また、後日、所有者の都合により元に戻すケースも何件かある。今回、トータルで実質的には一筆増になったとの答弁がありました。

委員より、筆界未定地は境界が確認できなかった場合、筆界が未定のまま処理されてしまうが、将来、筆界未定を解消する場合、筆界未定の処理は町として問題ないのかとの質疑があり、執行部より、地籍調査の処理としては問題ない。ただ、調査終了後は所有者の間で境界を決定していただくことになる。所有者には隣接土地所有者へ境界立会依頼や日程調整、測量の委託、登記手数料といった経費を個人で負担してもらう必要がある。大変な手間と費用がかかることを十分に説明し、理解していただいているとの答弁がありました。

次に、水道課より、水質管理業務については、町独自で国の基準以上の数値を設定して水質管理を行っており、安定した高い安全性を確保した運営ができていること、有収率について、高屋原浄水場系、野口浄水場系において口径の大きい管の漏水が相次いだため、有収率が下がった。高屋原浄水場系では老朽管対策として来年度更新を予定している。また、造田系統では、以前から漏水箇所がわからず問題になっていた箇所を発見し、改修した結果、有収率が回復した。これにより、今後、町全体の対処方法が明確になったとの報告がありました。

その他、給水栓新規開栓状況、水源状況、工事進捗状況、広域水道企業団議会定例会についての報告がありました。

最後に、２月に入ってから大寒波による大雪の影響で水が出ない箇所における水道事業の対応についての報告がありました。

次に、農林課より、農業委員会関係、農林振興関係、満濃農村環境改善センターの利用状況等の報告がありました。

平成２９年度、畜産クラスター事業の牛舎等建設工事は、造成費用の大幅増により、畜産農家が国に中止を申し出て受理されたとの報告がありました。

また、平成３０年７月に改選のある農業委員会の委員の募集結果について報告がありま

した。

次に、建設土地改良課より、土地改良事業関係の進捗状況、主なため池の貯水状況、林道・公共土木・都市計画・住宅事業関係進捗状況、下水道・農業集落排水事業関係について説明がありました。

以上、所管事務調査を行い、午後２時４５分に委員会を閉会いたしました。

以上で、建設経済常任委員会の委員長報告を終わります。

○田岡秀俊議長 これをもって、建設経済常任委員会の所管事務調査に関する委員長報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

日程第７ 所管事務調査の委員長報告（総務常任委員長）

○田岡秀俊議長 日程第７、所管事務調査の委員長報告の件を議題といたします。

総務常任委員会の所管事務調査について委員長の報告を求めます。

総務常任委員長、大西豊君。

○大西豊総務常任委員長 総務常任委員会の委員長報告を行います。

去る２月１５日、午前９時３０分より、第１委員会室におきまして、委員全員出席し、議長同席のもと、執行部より、町長、副町長、所管課長全員出席を求め、総務常任委員会を開催いたしました。

議題は、所管事務調査、その他についてです。

まず、総務課より、事業報告、町内火災発生状況、救急出動状況、交通事故発生状況、高齢者免許返納者状況、選挙人名簿登録者数、防災出前講習状況、交通事故発生日報等の説明と報告がありました。

また、まんのう町業務継続計画（地震対策編）の概要について、説明と報告がありました。

委員より、防災出前講座を議員全員が受講してはどうかとの意見があり、執行部より、議会からの要望等があれば、セミナーの開催を検討したいとの答弁がありました。

委員より、各公民館単位での自主防災について質疑があり、執行部より、自主防災組織を立ち上げることにいろいろ啓発をお願いしているが、なかなか立ち上げにくい部分がある。単位自治会では難しいが、公民館単位の地区レベルでの連合なら人数的にも対応でき、いろいろな行事を実施している。また、防災アドバイザーについては、東日本大震災や阪神淡路大震災、また、それ以外の災害にも精通している。いろいろな面で実体験をもとにお話いただいている。また、吉野・仲南地区での避難訓練等についてはマニュアル化しているので、議会にも見ていただけたらありがたいと考えているとの答弁がありました。

委員より、業務継続計画は定期的に見直しをするのかとの質疑があり、執行部より、通常業務と異なることを行うため、毎年、見直しをかけていく必要があるとの答弁がありました。

委員より、発電機の点検は定期的実施しているのかとの質疑があり、執行部より、本庁内の非常用電源については、法定内で委託業者による点検を実施している。

次に、企画観光課より、中讃広域行政事務組合企画協議会が1月30日に行われ、29年度補正予算、30年度予算の説明があったこと。

出資法人関係では、財団法人ことなみ振興公社、仲南振興公社の理事会、役員会での実績報告について、また、指定管理者審議会で1月23日に審議会より町長へ答申が出された。

統計業務では、平成30年住宅・土地統計調査を実施、統計調査の結果報告がありました。

コミュニティー、自治会関係では、1月14日に議会と連合自治会との意見交換会を実施した。

交通対策関係では、あいあいタクシー、福祉タクシーの事業実績、利用状況について、福祉タクシーでは月2枚の制限をやめて年間24枚に変更することにより、昨年の倍以上の利用があった。

琴南造田歯科診療所が琴南支所内への移転に伴い、平成30年4月からことなみ未来会議のボランティアグループの方による送迎を開始する。

次に、情報政策関係、人権関係、男女共同参画推進関係、長尾会館運営状況の事業報告があり、地方創生推進室では、ことなみ未来会議事業、総合戦略有識者会議、ひまわり関係の報告。

まち・ひと・しごと創生関連では、若者住宅取得補助として、1月末現在で受け付け件数が町内34件、町外17件の受け付けがあり、昨年の数字を上回っている。

ふるさと納税では、1月末現在で1,116名の方より1,966万8,000円の寄附が寄せられているなど説明、報告がありました。

商工観光関係では、まんのうフェスティバル実行委員会が1月23日に解散した。昨年、フェスティバルを開催する際、今年度が最後かどうかの議論の中で、商工会青年部に意見を聞き、現在の体制では、今後、続けていくのが難しい状況であり、実行委員会解散となったが、今後、どうするか早目に決める必要があるとの説明がありました。

委員より、ことなみ未来会議ボランティアグループによる送迎について、いつまでやるつもりかとの質疑があり、執行部より、ボランティアの方は元気との説明があり、委員より、若者住宅取得補助で家を建てているのはどの地区が多いのかとの質疑があり、執行部より、高篠、四条あたりが多いとの答弁がありました。

委員より、空き家の宅地利用についての考えをとの質疑があり、執行部より、空き家の土地を有効利用するには、個人財産、私有財産であるが、ある程度行政が介入することだ

と思う。いろいろ諸問題が多々あるが、そのあたりを一つ一つ整理しながら検討していくのも有効な手段であると考えたとの答弁がありました。

次に、税務課より、平成30年度地方税制改正について、森林環境税、森林環境譲与税の創設について説明がありました。

まんのう町国民健康保険条例の一部改正、固定資産評価委員の選任について報告がありました。

次に、会計室より、滞りなく収入、支出が行われているとの報告がありました。

次に、琴南支所より、事業報告、琴南農改センター等の利用実績報告等がありました。

また、琴南支所周辺整備進捗状況について説明がありました。

次に、仲南支所より、事業報告、マイクロバスの利用状況、仲南支所周辺整備等工事進捗状況について報告がありました。

以上、所管事務調査を行い、15時31分に委員会を閉会しました。

以上で、総務常任委員会の委員長報告を終わります。

○田岡秀俊議長 これをもって、総務常任委員会の所管事務調査に関する委員長報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

10番、藤田昌大君。

○藤田昌大議員 済みません、委員長お願いします。琴南造田歯科診療所の移転に伴いいうところで、ことなみ未来会議のボランティアグループによる送迎を開始するとの意見でありました。この送迎を開始するいうと大変なことでありまして、私も施設法令のほうからいろいろ言われてまして、ライドシェアの問題がありますんで、それはさておきまして、ボランティアグループの責任問題は条件整備ができとるんですか、これからですか、それだけ聞かせてください。条件整備ができたんやったら、条件も後で聞きたいんですけども、今からするのか、どっちか、それだけ聞かせてください。

○田岡秀俊議長 13番、大西豊君。

○大西豊総務常任委員長 その件については触れられておりません。今後の問題だと思います。

○田岡秀俊議長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 これをもって、質疑を終了いたします。

日程第8 議案第1号 まんのう町情報公開条例等の一部改正について

○田岡秀俊議長 日程第8、議案第1号 まんのう町情報公開条例等の一部改正についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました、議案第1号 まんのう町情報公開条例等の一部改正について、その提案理由を申し上げます。

今回の改正は、本年4月1日よりまんのう町水道事業が香川県広域水道企業団となることに伴い、関係する条例について所要の改正を行おうとするものでございます。

まず、第1条、まんのう町情報公開条例及び第2条まんのう町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例については、おのこの第2条定義において、町長の補足説明で、括弧書き部分の「水道事業管理者の権限を行う町長を含む」という部分を削るものでございます。

次に、第3条、まんのう町公共下水道条例につきましては、第29条の使用料の徴収方法において、第2項の「まんのう町水道事業給水条例の水道料金徴収方法の規定の例による」としていたしておりますものを、「納入通知書による直接納入、口座振替または集金の方法により毎月徴収する」と改めようとするものでございます。

最後に、第4条、まんのう町議会委員会条例につきまして、第2条の建設経済常任委員会に水道課を含んでいたものを削るものでございます。

なお、施行期日は、平成30年4月1日としております。御審議の上、御議決賜われますようよろしくお願い申し上げます。

○田岡秀俊議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第1号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 異議なしと認めます。

よって、議案第1号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第1号 まんのう町情報公開条例等の一部改正についてを採決いたします。本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第2号 まんのう町個人情報保護条例の一部改正について

○田岡秀俊議長 日程第9、議案第2号 まんのう町個人情報保護条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました、議案第2号 まんのう町個人情報保護条例の一部改正について、その提案理由を申し上げます。

個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律及び行政機関等の保有する個人情報の適正かつ効果的な活用による新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するための関係法律の整備に関する法律が改正され、平成29年5月30日から施行されました。

この改正は、個人情報の定義の明確化、要配慮個人情報に関する規定の整備、非識別加工情報に関する規定の整備等に関する改正となっております。

また、総務省は、個人情報保護条例の見直し等についてを地方自治法第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言として通達し、地方自治体における個人情報保護条例についても改正趣旨に合わせた改正を求めました。

以上のことから、本町においても、まんのう町個人情報保護条例に関する個人情報の定義の明確化、要配慮個人情報の取り扱いについて改正を行うものでございます。御審議の上、御議決賜わりますようよろしくお願い申し上げます。

○田岡秀俊議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第2号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 異議なしと認めます。

よって、議案第2号は委員会の付託を省略することに決定しました。

これより、討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第2号 まんのう町個人情報保護条例の一部改正についてを採決いたします。本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 10 議案第 3 号 まんのう町ものづくりセンターの設置及び管理に関する条例の制定について

○田岡秀俊議長 日程第 10、議案第 3 号 まんのう町ものづくりセンターの設置及び管理に関する条例の制定についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました、議案第 3 号 まんのう町ものづくりセンター設置及び管理条例の制定について、その提案理由を申し上げます。

この条例は、地方自治法第 244 条の 2 で、公の施設の設置、管理及び廃止については条例で定めなければならないとの規定に基づき条例を制定することについて、議会の議決を求めるものでございます。

この施設につきましては、平成 28 年度地方創生拠点整備交付金の繰越事業として、旧仲南東小学校の管理棟及びランチルーム棟、音楽棟、校舎棟の 1 階部分等を平成 29 年度において改修するとともに整備し、まんのう町ものづくりセンターとして設置及び管理するものでございます。

それでは、条文について概要を御説明申し上げます。

第 1 条は条例制定の趣旨を、第 2 条では、施設の目的を町内農林水産業の 6 次産業化の促進といたしております。

第 3 条では名称及び位置を定め、第 1 号で名称はまんのう町ものづくりセンター、第 2 号、位置はまんのう町七箇 2529 の 1 としています。

第 4 条では事業内容を、第 5 条では、開館時間を午前 9 時から午後 4 時までとしています。

第 6 条では、休館日を 12 月 28 日から 1 月 6 日の間としています。

第 7 条では、職員の配置を行うとしています。

第 8 条は、指定管理を行う場合を想定して、指定管理者の管理代行について規定しています。

第 9 条は、指定管理者の管理運営の内容を、第 10 条は、運営事業の対価に係る集客収益事業を行えるとしています。

第 11 条では、利用制限が行える事項を掲げています。

第 12 条では利用の停止を、第 13 条では利用停止による損害賠償を、第 14 条では事故の免責を、第 15 条では利用者の責任を、第 16 条では職員の立ち入りの規定を、第 17 条では委任について定めております。

なお、施行期日は平成 30 年 4 月 1 日としています。

以上、まんのう町ものづくりセンターの設置及び管理に関する条例の内容でございます。

この施設は、地方創生の拠点として、6次産業化による農林業の振興と地域コミュニティの醸成に寄与するものでございます。御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○田岡秀俊議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。質疑はありませんか。

1番、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 第2条に目的とあります。町内農林水産業の6次産業化を促進するとあります。6次産業の中身の御説明を伺いたい。

それから、指定管理者を想定した条文であります。指定管理者の運用を予定しているのかどうか、これが第2点目であります。

第3目には、常任委員会にこの運営に関する計画、管理運営規則とか、それから管理運営計画、どんな産品を持ち込んで、どんな加工をして、どれぐらい売るとか、そういう中身、4月1日施行の条例であって、その運用の具体を説明する資料の提出を常任委員会へ求めたいと思います。以上3点、御答弁をお願いします。

○田岡秀俊議長 答弁、企画観光課長、長森正志君。

○長森企画観光課長 ただいまの竹林議員さんの質問にお答えしたいと思います。

順番が前後して申しわけないんですが、まず一番最後の規則、運用、そういったものにつきましては準備してございますので、今度の総務常任委員会の中でお示しをさせていただきたいと思います。

2番目の指定管理につきましては、当面の間、計画が実施したばかりでございますので、制度としては設けておりますが、しばらくの間、町とかそういった今の協議会のメンバーがかかわって運営をして、その経過を踏まえた後に指定管理制度へ移行する、そういったことで御理解をいただけたらと思います。

それと、最初の6次産業につきましては、今現在、まずひまわりオイルで4月にデビューということで、今、製品をつくってございますが、それ以外でも、ヒマワリ関係で化粧品であるとか、あとはカリン関係の製品であるとか、6次産業ブランド化に向けて、今、取り組みをしているところでございまして、いずれにしても、本施設が4月に稼働し始めて、当面の間は機械の運用の仕方、機械の操作の仕方、そういったものも練習というか、試験運転しながら、いろんな面で協議していつて、6次産業化の研究、そういったものもしていく予定にしておりますので、若干、時間がかかろうとは思いますが、そういった点で御理解をいただけたらと思います。よろしくお願いいたします。

○田岡秀俊議長 ほかに質疑はありませんか。

10番、藤田昌大君。

○藤田昌大議員 ほかにでありまして、私、総務常任委員会ではございませんので、質疑させていただきます。

竹林議員は総務常任委員会の人なんです。議運の中で総務常任委員会に付託するという前提で決めとるのに、あんな質問するのはおかしいんです。パフォーマンスだけですから、あなたは。それをちょっと考えて、議会のルールを十分遵守してやってください。委員長に御迷惑かけますよ。それじゃいかん。

新しい施設ですので、ちょっと委員会で審議していただきたいんですが、年間稼働率を、ここ二、三年の間、どのぐらいを予定していながらこれを運営していくのかだけ聞きたいと思うんです。多分、100%の運用は初年度からはないと思いますので、その辺を総務委員会の中で報告していきながら、極力、100%の稼働ができるように、ぜひ委員会で審議していただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○田岡秀俊議長 答弁、企画観光課長、長森正志君。

○長森企画観光課長 藤田議員のただいまの質問にお答えしたいと思います。

本施設につきましては、先ほど申しましたように、4月稼働ということで、まだ実際にこういった活動の仕方というか、施設の利用、そういったものの計画、今、協議会の中で精査というか、計画をして、来年度計画もどうするかというところでやっております。

稼働率につきましては、実際使うとしたら、ここに記載してあるとおりで、年間を通じて使えるわけなんですけども、例えばヒマワリで言うと季節が限られておりますし、そういった関係で、そういったところを見ながら今後の稼働を検討しているということで御理解いただけたらと思います。よろしくお願いいたします。

○田岡秀俊議長 再質問、10番、藤田昌大君。

○藤田昌大議員 企画政策課のほうから答弁いただきました。そういった部分で、やはり新年度に新しくやる部分については、慎重な審議が必要だと思います。竹林議員もおられますんで、十分な委員会の審議がやられると思いますので、課長の答弁とそれを期待して終わりたいと思います。よろしくお願いします。

○田岡秀俊議長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 これをもって、質疑を終了いたします。

ただいま議題となっております議案第3号は、総務常任委員会に付託いたします。

日程第11 議案第4号 まんのう町地域木材利用促進条例の一部改正について

○田岡秀俊議長 日程第11、議案第4号 まんのう町地域木材利用促進条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました、議案第4号 まんのう町地域木材利用促進条例の一部改正について、その提案理由を申し上げます。

本条例は、まんのう町内の森林から生産かつ加工された木材を使用して、新たに住宅等

を建築しようとする者に対して支援措置を講ずることにより、地域木材の需要拡大及び町内への定住を促進することを目的としており、ひいては適正な除間伐により森林環境保全に寄与するものでございます。

また、平成２８年度より運用しておりますが、現時点で利用者が３件である状況であることから、交付の条件を緩和し、利用者の増加を図ろうとするものでございます。

改正内容につきましては、第４条の地域材５立方メートルを３立方メートルに引き下げ、あわせて、面積要件である５０平方メートルを削除します。また、第５条の補助金額を１立方メートルあたり２万円を、１立方メートルあたり３万円に増額するものでございます。

ただし、限度額につきましては、従来と同額としております。

また、施行期日は、平成３０年４月１日から施行することとしております。

以上、御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○田岡秀俊議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。
お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第４号は、会議規則第３９条第３項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 異議なしと認めます。

よって、議案第４号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより、討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第４号 まんのう町地域木材利用促進条例の一部改正についてを採決いたします。本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで、議場の時計で１３時３０分まで休憩といたします。

休憩 午前１１時５０分

再開 午後 １時３０分

○田岡秀俊議長 それでは、休憩を戻して、会議を再開いたします。

日程第１２ 議案第５号 まんのう町国民健康保険税条例の一部改正について

○田岡秀俊議長 日程第１２、議案第５号 まんのう町国民健康保険税条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました、議案第５号 まんのう町国民健康保険税条例の一部改正につきまして、提案理由を申し上げます。

この改正は、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行により、平成３０年度から香川県と香川県下の市町が一体となり、国民健康保険事業を運営する、いわゆる国保の県単位化に伴い、条例に所要の改正を行うものでございます。

改正内容につきましては税務課長より説明させますので、御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○田岡秀俊議長 税務課長、常包英希君。

○常包税務課長 それでは、改正内容につきまして御説明申し上げます。

今回の改正は、国民健康保険事業の広域化に伴う改正と、準則に基づく改正の２点が主なものでございます。

まず、議案の新旧改正文を見ていただきますと、１ページの第２条第１項につきましては、準則に基づく改正で、条文を号立てにし、用語を明確に規定するものでございます。

２ページの第２項以降の改正につきましては、広域化に伴う改正で、税額の算定方法を従来の均等割、平等割、所得割、資産割の４方式から、県標準で資産割を廃止した３方式に変更するとともに、県への納付金を確保するために、県の示す標準税率と収納率等を参考に税率等の設定を行うものでございますが、変更箇所の逐次説明につきましては、項目が非常に多くございますので、お配りしております議案書と一緒に入っている改正概要等の資料の数字をもって説明にかえさせていただきます。

なお、試算上では、本改正に伴い保険税の調定総額は２９年度と比較して約３，０００万円の減額となり、全体の約７５％の国保世帯の保険料が減額になる見込みとなっております。

また、５ページの第１２条、納期の変更につきましては、現在の納期の６期を７月から翌２月まで毎月を納期とする８期化とし、期割端数処理を千円単位から百円単位とすることで第１期目の納付額を均一化し、納税者の負担軽減を図り、納税と収納をしやすい環境を整備することとしております。

また、附則で施行期日を平成３０年４月１日とし、適応区分を設け、施行後の平成２９年度以前の税額計算については、従前の例によるようにしております。

これら条例改正につきましては、まんのう町国民健康保険運営協議会に諮問し、答申の手続を経て決定したものでございます。

なお、改正に伴います試算結果や影響等につきましては、お配りしております資料に記

載しておりますので、御参考にいただければと思います。

以上で、議案第5号の説明を終わります。御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○田岡秀俊議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。質疑はありませんか。

1番、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 今回の国保事業の県下統合に際しての保険料の算定の手法は、全員協議会での確な説明を受けました。今回の条例案に私は賛成するわけでありませうけれども、県下で本町の国保料が何番目に位置するのか、これには住民は関心高いんだろーと思ひます。医療機関の指導監督権限や、1件ごとの支払いの審査権限が県に集中するわけで、本町としてはそれを審査する専門性が十分あったとはいえず、この改正はそうした専門家のいる県にやってもらうことで非常にありがたいんでありますけれども、保険料の算定は市町村ごとにやることになります。その順番は住民の大きな関心であると思ひます。

それともう一つは、きょうの日経新聞には、医療費抑制努力点数、新潟県は188点、山口県は80点といひて、健康増進の活動や医療費を下げる努力を指標化することを厚労省は都道府県に求めます。医療費を抑制するのは町役場の努力だけではだめで、住民と町とが一緒になってやるべきと考えますが、それについての手法について常任委員会の審議を入念にお願いしたいというのが2点目であります。以上です。

○田岡秀俊議長 答弁、福祉保険課長、佐喜正司君。

○佐喜福祉保険課長 竹林議員さんの質問にお答えいたします。

当初の質問は、保険料はまんのう町はどのあたりに位置するかということでございました。保険料率を比べても、そこはやっぱり各市町で率につきましてはいろいろ差があると思ひますので、全体を被保険者で割った一人当たりの保険料ということで少し述べさせていただきます。

30年度はまだ各町においても議決されてないし、まんのう町においても議決されてないので、見込みということでお話しさせていただきます。

まんのう町の一人当たりの保険料率につきましては、9万7,155円を平成30年度では見込んでおります。介護と後期と医療分を合わせて9万7,155円を見込んでおります。

この数字につきましては、県下の17市町を数えましても、下から数えたほうが早い、恐らく下から数えて5本の指には入るところだといひうに認識しております。

しかしながら、まんのう町につきましては、一般会計からのいわゆるルール外の繰り入れ、それから基金、基金はもともと二、三万円程度しかございませぬので、繰り入れることもできていませぬので、生の数字ということ9万7,155円ということになっております。

しかしながら、他町におきましては、安くしておるのに一般会計からのルール外の繰り入れもありますし、それから基金の取り崩しもあります。したがって、出てきた数字を比較するだけでは、やっぱりそのルールがえの分とか基金の繰り入れなんかもございしますので、ちょっと変かなとは思いますが、いずれにいたしましても、出てきた数字、保険料一人当たりにつきましては、ベスト5 ぐらいには今の予定では入っておると思います。

二点目の、保険者努力支援制度にポイントをつけるという部分ですが、恐らく、ちょっと私、日経新聞を読んでないんですが、先生おっしゃった部分につきましては、県単位の部分をおっしゃってるんでないかなと思ひまして、香川県は122点か何かその辺だと思います。多分、いいほうだったと記憶してございます。

まんのう町という一つの保険者からいたしましては、保険者努力支援制度ということで、今後はデータヘルス計画、それからジェネリックの通知とか、それから今言うデータヘルス計画に基づく健康増進計画などを、今後、推し進めて、医療費の低減はもちろんでありますけれども、ポイントをたくさんいただきまして、保険料を少しでも安くできるように頑張っていきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

○田岡秀俊議長 再質問、1番、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 本町は地区社協とか公民館活動が非常に熱心であります。生涯学習の手法、社会教育施設を使つての住民啓発や学習、これを進めていただいて、町民こぞで医療費を低く抑える努力をする町になればと願ひします。

そして、保険料を安くするために、一般財源の繰り出しというのも手法ではありますが、保険というのは皆が少しずつ出し合つて、不幸な人を幸運な人の負担で助けるという助け合いの仕組みですから、一般財源を使つて保険料を下げるのはいかなものか、その水準は政治レベルの判断になるんだろうと思ひます。常任委員会の入念な審議をお願い申し上げて、終わります。以上です。

○田岡秀俊議長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 これをもって、質疑を終了いたします。

ただいま議題となっております議案第5号は、教育民生常任委員会に付託いたします。

日程第13 議案第6号 まんのう町子ども女性ひまわり基金条例の制定について

○田岡秀俊議長 日程第13、議案第6号 まんのう町子ども女性ひまわり基金条例の制定についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました、議案第6号 まんのう町子ども女性ひまわり基金条例の制定について、その提案理由を申し上げます。

まず、この基金条例制定までの経緯について御説明申し上げます。

昨年、平成29年12月に、高松市在住でまんのう町出身の女性の遺言執行者より、故人の遺言により家庭内問題、離婚問題、夫や交際相手からの暴力、育児やしつけ、言葉や体の発達に悩んでいる方を救済するための事業に使っていただきたいと200万円の一般寄附の申し出がございました。

町といたしましては、御厚意をありがたくいただき、御寄附に町費800万円を加え1,000万円の基金を醸成し、故人の御寄附の趣旨にのっとり、地域福祉の課題解消のために本基金を活用したいと考えております。

まんのう町では、平成30年度に地域福祉計画の策定を予定しており、この中で地域福祉の課題の検討を行い、その結果に基づきソフト事業の財源とするなどして、有効な基金の活用を図りたいと考えております。

なお、この遺言によりますと、本町と高松市及び高松市に事務所を置く社会福祉法人の3団体へ寄附がありました。また、本人の御意志により、お名前は匿名とさせていただきます。御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○田岡秀俊議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

ただいま議題となっております議案第6号は、教育民生常任委員会に付託いたします。

日程第14 議案第7号 まんのう町指定居宅介護支援の事業の人員、設備、運営等に関する条例の制定について

○田岡秀俊議長 日程第14、議案第7号 まんのう町指定居宅介護支援の事業の人員、設備、運営等に関する条例の制定についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました、議案第7号 まんのう町指定居宅介護支援の事業の人員、設備、運営等に関する条例の制定について、その提案理由を申し上げます。

本条例は、平成26年の介護保険法の一部改正に伴って、平成30年4月から指定居宅介護支援事業者の指定権限が香川県からまんのう町に移譲されることに伴い、今後、まんのう町が居宅介護支援事業所の指定または更新に当たり必要な基準を定めるものであります。

本条例第2条で、居宅介護支援事業者を指定する場合の人員や運営等の基準を厚生労働省令の基準で行うことを定め、同条第2項では、記録などの帳簿類の保存年限を5年と定めております。

第5条では、指定居宅介護支援事業所に指定できるのは法人と定めております。

また、本条例とは別に指定申請書の様式などの詳細については規則で定めることといたしております。

施行日につきましては、平成30年4月1日とするものであります。御審議の上、御議決賜わりますようよろしくお願い申し上げます。

○田岡秀俊議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

1番、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 居宅介護支援事業者の指定、それから勧告、命令、指定の取り消しの権限が権限移譲されるということであります。非常に途方もなく強大な権限ではありますが、この運用には専門性が必要とされるんだろうと思います。これを穏当に的確に運行するための専門性の確保をどのような手だてを講じるおつもりがあるのか、御説明を承りたいと思います。

○田岡秀俊議長 答弁、福祉保険課長、佐喜正司君。

○佐喜福祉保険課長 竹林議員さんの御質問にお答えいたします。

居宅支援介護事業所の指定とか更新の権限がおりてくることにつきましては、今後、事務量もふえますし、保険者としてその責任も大きくなるというふうに考えてございます。

それで、今後の更新とか申請に対する認定につきましては、本年3月上旬に研修会がございまして、そちらのほうに研修に行って、十分に研修を積んでくる予定にしております。

また、本年3月下旬には、香川県より全ての今まで県が蓄積している書類等の引き継ぎも行われます。そのような状況で、今後、内容を精査して、県と同じようなスタイルで指導もするし、監督もしていきたいなと思っております。

いずれにいたしましても、介護保険法に精通することが必要になってきますので、包括支援センター全員で研修に行ったりして、その技術をマスターしたいなというふうに思っております。以上でございます。

○田岡秀俊議長 再質疑、1番、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 かつて権限移譲で地方分権の名のもとに障害者福祉の運用が町にありてきたことがございます。その後、行政不服審査、再審査請求、そして訴訟にまで至った苦い経験を持っているわけであります。県が持っているノウハウを本町に移転するには、県職員の施設や介護事業所を指導監督した経験のある方を嘱託として雇う一案もあることをお伝えしておきたいと思います。常任委員会での入念な審議をお願い申し上げます。

○田岡秀俊議長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 これをもって、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第7号は、会議規則第39条第3項の規定により、

委員会付託を省略いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 異議なしと認めます。

よって、議案第7号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第7号 まんのう町指定居宅介護支援の事業の人員、設備、運営等に関する条例の制定についてを採決いたします。本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第8号 まんのう町手数料条例の一部改正について

○田岡秀俊議長 日程第15、議案第8号 まんのう町手数料条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました、議案第8号 まんのう町手数料条例の一部改正について、その提案理由を申し上げます。

議案第7号で居宅介護支援事業所の指定権限が平成30年4月から県から移譲されますことに伴い、その手数料を徴収するため、手数料条例を改正するものであります。

手数料につきましては、移譲元の香川県の手数料の額を引き継いでおります。

なお、あわせて地域密着型サービス事業者などの指定につきましても、均衡を図る上から、今回、手数料を徴収することといたしました。

施行期日は、平成30年4月1日からとしています。御審議の上、御議決賜われますようよろしくお願い申し上げます。

○田岡秀俊議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第8号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 異議なしと認めます。

よって、議案第8号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第8号 まんのう町手数料条例の一部改正についてを採決いたします。
本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第9号 まんのう町介護保険条例の一部改正について

○田岡秀俊議長 日程第16、議案第9号 まんのう町介護保険条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました、議案第9号のまんのう町介護保険条例の一部改正について、その提案理由を申し上げます。

まず、平成30年度から平成32年度までの3カ年を計画期間とする第7期介護保険事業計画が策定され、計画期間中に要する事業費等の見込みに基づき、介護保険料の改定が必要となったものでございます。

今回の改定では、保険料基準額を月額6,000円、年額7万2,000円とするものでございます。

第6期の介護保険料との比較では、月額400円、年額4,800円の増となります。

条例第2条でそれぞれの所得段階に応じた介護保険料の年額を定めており、5号に示す額が基準額となっております。

この条例の施行日は、平成30年4月1日としております。あわせて経過措置を設けております。御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○田岡秀俊議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。質疑はありませんか。

1番、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 これも同じであります。本介護保険保険料が県下で何番目ぐらいに位置するのか、現時点で説明を受けておきたいと思います。

なお、あとの介護保険特別会計の予算のところになるのかもしれませんが、高齢者福祉計画と介護計画、それを実現するために保険料や予算案が出てくるんだろうと思います。

高齢者福祉計画と介護保険計画の内容をしっかりと常任委員会で審査されることを要望しておきたいと思います。

○田岡秀俊議長 答弁、福祉保険課長、佐喜正司君。

○佐喜福祉保険課長 竹林議員さんの質問にお答えします。

1 番目の質問につきましては、介護保険料が県下でどれぐらいの位置になるかということですが、まだ県のほうからの各市町の介護保険料の額は示されておりません。その中で、いろいろ担当者同士の話、課長同士の話の中で推測すれば、これは高いほうから 6 番目か 7 番目、そのあたりというふうには聞いてございます。

それから、2 番目の質問でございます高齢者福祉計画、第 7 期介護保険事業計画をどのように進めるかということでございますけれども、その進め方、手法につきましては、計画の中に記述してございます。

いずれにいたしましても、今後は 2025 年、団塊の世代が 75 歳になるまでには、認知症の高齢者もふえてくると思いますし、介護給付費もだんだんふえてくると思いますので、一番といたしましては、認知症施策に取り組みまして、少しでも認知症の発症年齢を向こうに延ばすという、そういった施策を進めてまいりたいなと思っております。以上でございます。

○田岡秀俊議長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 これをもって、質疑を終了いたします。

ただいま議題となっております議案第 9 号は、教育民生常任委員会に付託いたします。

日程第 17 議案第 10 号 まんのう町心身障害者福祉年金条例の一部改正について

○田岡秀俊議長 日程第 17、議案第 10 号 まんのう町心身障害者福祉年金条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました、議案第 10 号 まんのう町心身障害者福祉年金条例の一部改正について、その提案理由を申し上げます。

本条例は、平成 19 年 6 月に改正を行い、10 年を経過いたしました。その上で、本条例を執行する中で、より事務執行をしやすいうように一部改正を加えるものでございます。したがって、福祉年金額等、本質的なことの改正を行うものではありません。

本条例の改正点は 2 点でございます。

その一つは、近年、成年後見人制度を利用する心身障害者がふえつつあり、成年後見人等にも福祉年金を支給できるようにいたしました。

次に 2 点目として、新たに基準日を設けて、この基準日を毎年 9 月 1 日とし、この日をもって居住要件等の支給条件を判断することといたしております。1 年以上町内に居住し

ていることを求めている居住要件は従来のとおりでございます。

以上、2点の改正でございます。

なお、施行期日は平成30年4月1日からといたしております。御審議の上、御議決賜わりますようよろしくお願い申し上げます。

○田岡秀俊議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

ただいま議題となっております議案第10号は、教育民生常任委員会に付託いたします。

日程第18 議案第11号 まんのう町国民健康保険条例の一部改正について

○田岡秀俊議長 日程第18、議案第11号 まんのう町国民健康保険条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました、議案第11号のまんのう町国民健康保険条例の一部改正について、その提案理由を申し上げます。

平成27年5月に国民健康保険法の一部が改正されました。改正されました国民健康保険法との整合性を保つため、名称や字句の改正を行うものでございます。

名称の変更としましては、第2条で、国民健康保険運営協議会を国民健康保険事業の運営に関する協議会と変更いたしております。

施行期日は、平成30年4月1日としております。

また、附則において、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例を一部改正し、協議会の名称変更をいたしております。御審議の上、御議決賜わりますようよろしくお願いいたします。

○田岡秀俊議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第11号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 異議なしと認めます。

よって、議案第11号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第１１号 まんのう町国民健康保険条例の一部改正についてを採決いたします。本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第１９ 議案第１２号 まんのう町健康生きがい支援センター条例の一部改正について

○田岡秀俊議長 日程第１９、議案第１２号 まんのう町健康生きがい支援センター条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました、議案第１２号のまんのう町健康生きがい支援センター条例の一部改正について、その提案理由を申し上げます。

本条例につきましては、まんのう町健康生きがい支援センターの設置により、平成２３年４月１日から施行されたものですが、健康生きがい支援センター敷地内に、今年度、子育て支援室を創設し、平成３０年４月１日からの運営開始に伴い、まんのう町健康生きがい支援センター条例の一部を改正するものでございます。

第８条及び別表第１、別表第２の施設名にそれぞれ「子育て支援室」の文言等を追加しております。

なお、施行期日は、平成３０年４月１日からとしております。御審議の上、御議決賜われますようよろしくお願い申し上げます。

○田岡秀俊議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

ただいま議題となっております議案第１２号は、教育民生常任委員会に付託いたします。

日程第２０ 議案第１３号 まんのう町都市公園条例の一部改正について

○田岡秀俊議長 日程第２０、議案第１３号 まんのう町都市公園条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました、議案第１３号のまんのう町都市公園条例の一部改正について、その提案理由を申し上げます。

都市公園法施行令の一部が改正され、公募対象公園施設である建築物を設ける場合の当該建築物の建築面積の基準の特例は条例で定めることとされたこと等に伴い、所要の改正を行うものでございます。

第１条の６第５項で、都市公園に設ける公募対象公園施設の建築面積の当該都市公園の敷地面積に対する割合は、公園施設において１００分の２までとされているものを、１００分の１０を限度として超えることができることとするものでございます。

また、新たに第１条の７を設け、都市公園に設ける運動施設の敷地面積の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合は１００分の５０を超えてはならないこととするものでございます。

なお、施行期日は公布の日からとしております。御審議の上、御議決賜りますようお願いいたします。

○田岡秀俊議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第１３号は、会議規則第３９条第３項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 異議なしと認めます。

よって、議案第１３号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより、討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第１３号 まんのう町都市公園条例の一部改正についてを採決いたします。本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第２１ 議案第１４号 まんのう町国民健康保険歯科診療所条例の一部改正について

○田岡秀俊議長 日程第２１、議案第１４号 まんのう町国民健康保険歯科診療所条

例の一部改正についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました、議案第14号 まんのう町国民健康保険歯科診療所条例の一部改正について、その提案理由を申し上げます。

現在、琴南地区において唯一の医療機関として町立内科診療所と町立歯科診療所が、造田地区と美合地区それぞれに開設されております。

歯科診療所は平成27年度から公設民営化を実施しており、安定した経営のもとで良質な医療を継続して提供することが求められております。

そのためには、必要な医療機能を備えた体制を整備するとともに、経営の効率化を図り、持続可能な診療所経営が担保されることが不可欠であることから、歯科医師と協議のもと、琴南支所改修工事竣工にあわせ、平成30年3月31日をもって美合歯科診療所を廃止する予定にしております。

美合歯科診療所廃止について、琴南地区住民への周知は、平成26年度から平成29年度の間において、琴南地区連合自治会役員会等で御説明申し上げます。

このことから、まんのう町国民健康保険歯科診療所条例の第2条において規定する、名称、まんのう町国民健康保険美合歯科診療所、位置、まんのう町川東1494番地1を削除するものでございます。

なお、施行期日は、平成30年4月1日からとするものでございます。御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○田岡秀俊議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第14号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 異議なしと認めます。

よって、議案第14号は委員会の付託を省略することに決定しました。

これより、討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第14号 まんのう町国民健康保険歯科診療所条例の一部改正についてを採決いたします。本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第２２ 議案第１５号 まんのう町国民健康保険診療所条例の一部改正について

○田岡秀俊議長 日程第２２、議案第１５号 まんのう町国民健康保険診療所条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました、議案第１５号 まんのう町国民健康保険診療所条例の一部改正について、その提案理由を申し上げます。

今年度実施いたしております琴南支所改修工事竣工に伴い、造田診療所が琴南支所庁舎内に移転し、４月から診療を開始することにより、まんのう町国民健康保険診療所条例の第２条において定めのある「まんのう町国民健康保険造田診療所」の位置を、改正前、まんのう町造田１９８２番地１から、改正後、まんのう町造田１９７４番地１に変更するものでございます。

なお、施行期日は、平成３０年４月１日からとするものでございます。

御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○田岡秀俊議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第１５号は、会議規則第３９条第３項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 異議なしと認めます。

よって、議案第１５号は委員会の付託を省略することに決定しました。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第１５号 まんのう町国民健康保険診療所条例の一部改正についてを採決いたします。本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 2 3 議案第 1 6 号 まんのう町水道事業の設置等に関する条例等の廃止について

○田岡秀俊議長 日程第 2 3、議案第 1 6 号 まんのう町水道事業の設置等に関する条例等の廃止についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました、議案第 1 6 号のまんのう町水道事業の設置等に関する条例等の廃止について、その提案理由を申し上げます。

次に掲げる条例は廃止する。

一つ、まんのう町水道事業の設置等に関する条例。

二つ、まんのう町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例。

三つ、まんのう町水道事業給水条例。

四つ、まんのう町水道事業の剰余金の処分等に関する条例。

五つ、まんのう町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例。

以上の 5 件の条例を一括して廃止しようとするものでございます。

本年 4 月 1 日の企業団業務の開始に先立ち、先般、2 月 6 日に香川県広域水道企業団議会第 1 回定例会が開催され、平成 3 0 年度企業団予算及び新規制定議案等 3 8 件の審議が行われ、無事、議決を得たところでございます。

本議案において廃止予定の上記 5 条例においては、同様の議案が企業団として統一され、新規制定議案の中に含まれるものでありますので、まんのう町水道事業の廃止に伴い廃止を行おうとするものであります。

なお、水道料金等の統一は平成 3 9 年 4 月からの予定であり、それまでの 1 0 年間は 8 市 8 町それぞれの料金体系で運営を行っていくことから、香川県広域水道企業団水道事業給水条例及びその別表において、旧事業体 8 市 8 町の料金体系を明記して運営を行っていくものであります。御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○田岡秀俊議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

1 番、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 県下の水道事業の統合、それは既に我々も承認しているわけでありますがけれども、統合してしまっ、本町の水道事業の残務処理ですね、これ、条例をなくしてしまっ、残務処理が円滑にいくのか、その根拠を失うものがあるのかないのかという心配であります。制度の詳細がわからぬがゆえの質問であり、御答弁お願いします。

○田岡秀俊議長 答弁、水道課長、天米賢吾君。

○天米水道課長 竹林議員さんの質問にお答えさせていただきます。

本年 4 月から企業団スタートするわけでありますけども、組織としては成立してスター

トをすることにはなりますけども、全てが統一したわけではありません。当然、5年、10年かけて統一していくものもございますので、残務処理についても、新規条例の中に必要なものは残して、順次、業務を行っていくこととしております。以上であります。

○田岡秀俊議長 再質疑、1番、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 よって立つ条例の部分が別途のところにあるという理解でよろしいわけですか。

○田岡秀俊議長 答弁、水道課長、天米賢吾君。

○天米水道課長 竹林議員さんの再質問にお答えします。

企業団条例、全部で四十何議案あったと思いますが、残さなければいけない条例につきましては、全てその中に残しております。

○田岡秀俊議長 再質疑、1番、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 水道事業は壮大な設備の運用をしてきたわけで、全て新事業団に引き継ぐものでない施設や備品や設備もあるんだろうと思います。それも町有財産の一部でありまして、眼前の水道事業の運営に無関係だからといって放置していいわけではないわけで、的確に町有のものの財産処分であるという観点から、公正な処理、的確な処理を求めているとおきたいと思います。以上です。

○田岡秀俊議長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 これをもって、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第16号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 異議なしと認めます。

よって、議案第16号は委員会の付託を省略することに決定しました。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第16号 まんのう町水道事業の設置等に関する条例等の廃止についてを採決いたします。本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第24 議案第17号 エピアみかどの指定管理者の指定について

日程第25 議案第18号 まんのう町琴南健康ふれあいの里の指定管理者の指定につ

いて

日程第 26 議案第 19 号 まんのう町琴南高齢者婦人活動センターの指定管理者の指定について

日程第 27 議案第 20 号 大川山キャンプ場の指定管理者の指定について

日程第 28 議案第 21 号 まんのう町塩入ふれあいセンターの指定管理者の指定について

日程第 29 議案第 22 号 塩入ふれあいロッジの指定管理者の指定について

日程第 30 議案第 23 号 塩入ふるさと研修館の指定管理者の指定について

日程第 31 議案第 24 号 塩入健康センターの指定管理者の指定について

日程第 32 議案第 25 号 まんのう町仲南特産品センターの指定管理者の指定について

日程第 33 議案第 26 号 まんのう町仲南道の駅交流センターの指定管理者の指定について

日程第 34 議案第 27 号 二宮忠八飛行館の指定管理者の指定について

○田岡秀俊議長 日程第 24、議案第 17 号 エピアみかどの指定管理者の指定について、日程第 25、議案第 18 号 まんのう町琴南健康ふれあいの里の指定管理者の指定について、日程第 26、議案第 19 号 まんのう町琴南高齢者婦人活動センターの指定管理者の指定について、日程第 27、議案第 20 号 大川山キャンプ場の指定管理者の指定について、日程第 28、議案第 21 号 まんのう町塩入ふれあいセンターの指定管理者の指定について、日程第 29、議案第 22 号 塩入ふれあいロッジの指定管理者の指定について、日程第 30、議案第 23 号 塩入ふるさと研修館の指定管理者の指定について、日程第 31、議案第 24 号 塩入健康センターの指定管理者の指定について、日程第 32、議案第 25 号 まんのう町仲南特産品センターの指定管理者の指定について、日程第 33、議案第 26 号 まんのう町仲南道の駅交流センターの指定管理者の指定について、日程第 34、議案第 27 号 二宮忠八飛行館の指定管理者の指定について、以上、議案第 17 号から議案第 27 号までの 11 議案について、会議規則第 37 条により、一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま、一括して上程されました議案第 17 号から議案第 27 号までの 11 議案について、その提案理由を説明申し上げます。

議案第 17 号から議案第 20 号までは、現在、財団法人ことなみ振興公社を指定管理者とするエピアみかど、まんのう町琴南健康ふれあいの里、まんのう町琴南高齢者婦人活動センター及び大川山キャンプ場の指定管理の期間が、平成 25 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの 5 カ年となっており、今年度末をもって指定管理の期間が終了いたします。

このことから、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、平成30年4月1日から平成35年3月31日までの5カ年につき、引き続き、財団法人ことなみ振興公社を指定管理者に指定するものでございます。

指定管理者の選定につきましては、財団法人ことなみ振興公社が本町の出資等による法人であり、各施設を一括して管理させることにより、効果的かつ効率的な管理が期待できることから、まんのう町公の施設の指定管理者に関する条例第3条の規定に基づき、指定管理者を指定するものでございます。

次に、議案第21号から議案第27号までは、現在、有限会社仲南振興公社を指定管理者とするまんのう町塩入ふれあいセンター、塩入ふれあいロッジ、塩入ふるさと研修館、塩入健康センター、まんのう町仲南特産品センター、まんのう町仲南道の駅交流センター及び二宮忠八飛行館につきまして、議案第17号から議案第20号までと同様に、地方自治法第244条の2第6項及びまんのう町公の施設の指定管理者に関する条例第3条の規定に基づき、引き続き、有限会社仲南振興公社を平成30年4月1日から平成35年3月31日までの5カ年につき、指定管理者に指定するものでございます。御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○田岡秀俊議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより、議案第17号から議案第27号までの11議案に対しての質疑に入ります。本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。質疑はありませんか。

1番、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 指定管理者は5年間の指定管理の運用の実績、その評価、点検が報告されて審議されるべきものと思います。委員会審議において、これを提出してくださるようお願い申し上げます。

また、産直市を運営する道の駅等の施設においては、住民が集まって直接消費者に売るところから立ち上がった性格の施設を町が施設整備し、運用を町が設立した公社に任せた経過があります。納品者たちが育み育ててきた施設でありまして、こうした運用にかかわる人たちの意向をどのように集約されているのか、それも常任委員会に報告されて審議されることを求めます。

○田岡秀俊議長 答弁、企画観光課長、長森正志君。

○長森企画観光課長 ただいまの竹林議員さんの御質問にお答えしたいと思います。

まず、実績報告についてであります。まず定例会の前の所管事務調査、その総務委員会において、四半期ごとの各両公社の実績状況については御報告させていただいておるところでございます。

毎年、1年分の各公社の実績並びに会計監査報告、それと税理士の所見につきましては、定例会の資料に添付させていただいておりますし、委員会の中でも御説明をさせていただいておる状況でございますので、あわせて次の総務委員会でもまた説明はさせていただきます。

たいと思います。

それと2番目の質問をあわせて、産直等々、それに関係する関係者、その点につきましても、ただいま別の経営診断のほうで調査しているものもございまして、今度の総務委員会に向けて、今、整理をしている段階でございますので、そのときにできる限りの説明はさせていただきたいと思いますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

○田岡秀俊議長 1番、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 そのように御期待申し上げます。

○田岡秀俊議長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 これをもって、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第17号から議案第27号までの11議案は、総務常任委員会に付託いたします。

日程第35 議案第28号 まんのう町道路線の認定について

○田岡秀俊議長 日程第35、議案第28号 まんのう町道路線の認定についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました、議案第28号のまんのう町道路線の認定について、その提案理由を申し上げます。

まず、1番の町道西高篠本村線は開発行為による開発道路で、延長102メートル、幅員6メートルでございます。本路線は南北で町道と4メートル幅員の道路に接し、通り抜けすることが可能です。そのため、並行して走る県道丸亀三好線が1車線道路であるため、災害等の際には通行できない状態となることも想定されます。その際に本路線が迂回路としての機能を果たすものと考えられます。

次に、2番の町道四条こども園線ですが、こちらは県道まんのう善通寺線から四条こども園を結ぶ道路で、延長67.8メートル、幅員4メートルです。主要幹線から公共施設を結ぶ道路です。御審議の上、御議決賜われますようよろしくお願い申し上げます。

○田岡秀俊議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

ただいま議題となっております議案第28号は、建設経済常任委員会に付託いたします。

日程第 3 6 議案第 2 9 号 まんのう町道路線の変更について

○田岡秀俊議長 日程第 3 6、議案第 2 9 号 まんのう町道路線の変更についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました、議案第 2 9 号のまんのう町道路線の変更についてに、その提案理由を申し上げます。

まず、1 番の町道華空蔵線についてですが、本町道は基盤整備前の起終点のままであり、基盤整備により道路の振りかえが行われました。しかしながら、認定路線の変更が行えておらず、このたび、現況に合わせて起点を変更するものでございます。

次に、2 番の町道佐文岡中筋線ですが、こちら先ほどと同様の理由で通行ができない区間があるため、終点の変更をするものでございます。

最後に、3 番の町道佐文笛の木線についてですが、2 番の終点の変更に伴って町道に空白の区間が生じることから、町道佐文笛の木線の起点を変更するものでございます。御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○田岡秀俊議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

ただいま議題となっております議案第 2 9 号は、建設経済常任委員会に付託いたします。

日程第 3 7 議案第 3 0 号 香川県広域水道事業体設立準備協議会の廃止について

○田岡秀俊議長 日程第 3 7、議案第 3 0 号 香川県広域水道事業体設立準備協議会の廃止についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました、議案第 3 0 号の香川県広域水道事業体設立準備協議会の廃止について、その提案理由を申し上げます。

県内水道事業の一本化、いわゆる水道広域化の検討は、平成 2 0 年 1 2 月より勉強会として開始され、平成 2 5 年 4 月に香川県水道事業広域化検討協議会、平成 2 7 年 4 月には、県と 8 市 8 町による法定協議会である香川県広域水道事業体設立準備協議会が発足しました。

そして、平成 2 9 年 1 1 月 1 日に総務省より企業団設置の許可を得て、本年 4 月 1 日より香川県広域水道企業団の業務がスタートすることになります。

よって、香川県広域水道事業体設立準備協議会はその役目を終えたことから、廃止を行

おうとするものでございます。御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○田岡秀俊議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第30号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 異議なしと認めます。

よって、議案第30号は委員会の付託を省略することに決定しました。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第30号 香川県広域水道事業体設立準備協議会の廃止についてを採決いたします。本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで、議場の時計で午後2時55分まで休憩といたします。

休憩 午後 2時38分

再開 午後 2時55分

○田岡秀俊議長 それでは、休憩を戻して、会議を再開いたします。

日程第38 議案第31号 平成29年度まんのう町一般会計補正予算案（第5号）について

○田岡秀俊議長 日程第38、議案第31号 平成29年度まんのう町一般会計補正予算（案）第5号を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました、議案第31号の平成29年度まんのう町一般会計補正予算（案）第5号について、その提案理由を申し上げます。

1ページをお開きください。

第1条で、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億2,010万9,000円を

減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１１４億１，６５８万５，０００円とするものでございます。

第２条の繰越明許費につきましては、７ページの第２表をごらんください。

平成３０年度へ繰り越しをする１１事業について、繰り越して使用できる経費の上限を定めるものでございます。

第３条の地方債の補正は、９ページの第３表をごらんください。

これは、起債の目的にあるそれぞれの事業について、限度額の変更及び廃止をするものでございます。

なお、詳細につきましては担当課長より説明させますので、御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○田岡秀俊議長 総務課長、高嶋一博君。

○高嶋総務課長 それでは、一般会計補正予算（案）第５号の詳細について御説明を申し上げます。

まず、補正予算事項別明細書により歳入の補正に関する主なものを御説明申し上げます。

１５ページをお開きください。

第１款町税８，２９２万円の増額は、町民法人税２，０４１万６，０００円、固定資産税５，９１５万４，０００円、軽自動車税２００万円、入湯税１３５万円のそれぞれ増額によるものです。

１６ページの第３款利子割交付金から２０ページの第９款地方特例交付金までは、それぞれの歳入決算見込みにより補正をしております。

次に、２１ページをお開きください。

第１０款地方交付税は、普通交付税及び特別交付税の歳入決算見込みにより４億１，７７６万４，０００円を増額しております。

２２ページをお開きください。

第１２款分担金及び負担金６０９万６，０００円の減額は、主に中山間地域総合整備事業分担金２６９万６，０００円の減額及び小規模ため池防災特別対策事業分担金３００万円の減額によるものです。

２３ページをごらんください。

第１３款使用料及び手数料１７５万４，０００円の減額は、主に町営住宅使用料１４０万円の減額などによるものでございます。

２４ページをお開きください。

第１４款国庫支出金７，９７２万５，０００円の減額は、主に土木費補助金の社会資本整備総合交付金５，９８２万１，０００円の減額及び現年度河川並びに道路橋梁災害復旧費補助金１，９００万円の減額によるものでございます。

２５ページをごらんください。

第１５款県支出金１億９，９２９万円の減額は、主に畜産クラスター補助金１億３，３

８０万円の減額、補助金の内示による小規模ため池防災特別対策事業補助金１，０４０万５，０００円の減額によるものでございます。

２６ページをお開きください。

第１６款財産収入は８，２１１万３，０００円の増額です。これは、主に地域福祉基金運用利子８，３５０万円の増額及び土地売却収入などを決算見込みにより増額したものでございます。

２７ページをごらんください。

第１７款寄附金２００万円の増額は、一般寄附金の決算見込みによる増額でございます。

２８ページをお開きください。

第１８款繰入金１億８，６０１万７，０００円の減額は、主に減債基金繰入金を１億６，５４３万５，０００円減額したこと及び土地開発基金繰入金を１，０００万円減額したことによるものでございます。

２９ページをごらんください。

第１９款繰越金１億１，０６６万７，０００円の増額は、決算見込みにより前年度繰越金を増額したものでございます。

３０ページをお開きください。

第２０款諸収入５５５万８，０００円の減額は、主に延滞金３００万円の減額及び香川県市町村振興協会市町交付金１６５万５，０００円の減額によるものでございます。

３１ページをごらんください。

第２１款町債３億４，５４０万円の減額は、主に臨時財政対策債１億９，８５０万円の減額及び合併特例債である町営住宅改修事業債など４，２２０万円の減額でございます。

続きまして、歳出に関する主なものを御説明させていただきます。

３２ページをお開きください。

第１款議会費は２５０万円の減額です。これは、第１目議会費において、特別旅費の減額１００万円及びその他使用料１００万円の減額によるものでございます。

３３ページをごらんください。

第２款総務費は５，６３３万円の減額です。これは、主に第１項総務管理費、第５目財産管理費において、工事請負費を８６０万円減額したこと及び第２１目地方創生推進事業費において、公有財産購入費を１，７００万円減額したことによるものでございます。

３５ページをお開きください。

第３款民生費は２，３７２万２，０００円の増額です。これは、主に第１項社会福祉費、第１目社会福祉総務費において、国民健康保険特別会計繰出金を２，５５０万９，０００円増額したこと、第７目臨時福祉給付金給付費において、償還金を１，６６４万円増額したこと、さらに３６ページにある第２項児童福祉費、第５目認定こども園費において、認定こども園管理運営費を合わせて９２９万９，０００円減額したことによるものでございます。

37ページをごらんください。

第4款衛生費は4,423万5,000円の減額です。これは、主に第1項保健衛生費、第4目環境衛生費において、合併処理浄化槽設置事業補助金1,635万円の減額によるものでございます。

39ページをお開きください。

第5款労働費は59万円の増額です。これは、勤労青少年ホーム管理費における委託料の増額によるものでございます。

40ページをお開きください。

第6款農林水産業費は2億1,735万5,000円の減額です。これは、主に第1項、農業費、第4目畜産業費において、畜産クラスター事業補助金1億3,380万円の減額及び第5目農地費において、土地改良工事費など合わせて5,624万円の減額によるものでございます。

42ページをお開きください。

第7款商工費、補正金額はありませんが、商品券発行事業における財源を地方債借り入れ上限の関係により、地方債から一般財源に400万円振りかえを行っております。

43ページをごらんください。

第8款土木費は8,920万円の減額です。主なものとしましては、第2項土木管理費、第2目道路橋梁維持費において、町道長寿命化修繕事業費5,200万円の減額及び第5目住宅費において、町営住宅改修事業費1,850万円の減額によるものでございます。

45ページをお開きください。

第9款消防費は1,281万2,000円の減額です。これは、主に第3目防災対策費において、緊急通報装置整備工事費400万円減額など防災活動費を合わせて1,201万2,000円減額したことによるものでございます。

46ページをお開きください。

第10款教育費は4,818万9,000円の減額です。これは、主に第2項小学校費、第3目学校建設費において、施設改修工事費を800万円減額したこと及び第3項中学校費において、満濃中学校管理運営費600万円の減額や、PFI事業費の委託料を合わせて1,100万円減額したこと、さらに、47ページ、第5項社会教育費、第1目社会教育総務費において、子ども未来夢基金活用事業費730万円の減額によるものでございます。

48ページをお開きください。

第11款災害復旧費では990万円の減額です。これは、第2項土木災害復旧費において、道路橋梁及び河川災害普及事業費の減額によるものでございます。

49ページをごらんください。

第12款公債費につきましては補正額はありませんが、長期債償還元金に充当しておりました減債基金繰入金を1億6,543万5,000円減額し、一般財源に振りかえてお

ります。

50ページをお開きください。

第13款諸支出金では3億3,610万円の増額です。これは、主に第3項基金費、第2目減債基金費において積立金を2億7,000万円増額、第3目地域福祉基金費において積立金を8,350万円増額したことによるものでございます。

なお、51ページに地方債の現在高等に関する調書を添付しておりますので、お目通しのほどよろしく願いいたします。

以上、議案第31号 平成29年度まんのう町一般会計補正予算（案）第5号について御説明を申し上げました。御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○田岡秀俊議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

ただいま議題となっております議案第31号は、総務常任委員会に付託いたします。

日程第39 議案第32号 平成29年度まんのう町国民健康保険特別会計補正予算（案）第3号

○田岡秀俊議長 日程第39、議案第32号 平成29年度まんのう町国民健康保険特別会計補正予算（案）第3号を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました、議案第32号の平成29年度まんのう町国民健康保険特別会計補正予算案（第3号）について、その提案理由を申し上げます。

55ページをお開きください。

第1条第1項の事業勘定の歳入歳出予算の補正については、59ページの第1表をごらんください。

事業勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2億239万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ25億1,832万2,000円とするものでございます。

次に、第1条第2項の直営診療施設勘定内科の歳入歳出予算の補正については、73ページの第1表をごらんください。

直営診療施設勘定内科の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ180万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,406万円とするものでございます。

それでは、事業勘定の事項別明細書65ページをお開きください。

歳入の主なものといましましては、第1款国民健康保険税において1,040万3,0

〇〇円の減額、第３款国庫支出金においては、療養、介護、後期など合わせて療養給付費等負担金を４,０５８万８,０００円減額、また、第４款療養給付費交付金において９６２万３,０００円減額、６６ページの第６款県支出金では３,６９７万５,０００円の減額、第８款の共同事業交付金では、高額医療費共同事業交付金など合わせて８,２８５万９,０００円減額、第１０款繰入金では、一般会計繰入金など合わせて２,５５０万９,０００円増額しております。これらはいずれも交付額等の決定に伴う補正であります。

第１２款諸収入では、延滞金など合わせて３３７万６,０００円増額しております。これは歳入決算見込みによる増額でございます。

６７ページをごらんください。

これに対する歳出の主なものとしたしましては、第２款保険給付費において、医療費年間所要額の決算見込みにより、第１項療養諸費を１,０２０万２,０００円増額し、第２項高額療養費を２,８６６万９,０００円減額しております。

また、６８ページの第３款後期高齢者支援金等から６９ページの第８款保健事業費までは支出額確定に伴うもので、それぞれ減額となっております。

第１１款諸支出金は、直営診療施設勘定繰出金を１８２万２,０００円減額いたしております。

次に、直営診療施設勘定内科の事項別明細書７９ページをお開きください。

歳入では、第１款診療収入において、外来収入を合わせて２７５万円増額し、第２款使用料及び手数料では１０万円増額、第４款の県支出金において２万７,０００円の減額、第６款繰入金において、基金繰入金など合わせて４７２万３,０００円減額し、第８款諸収入では雑入を１０万円増額いたしております。

８０ページの歳出では、第１款総務費の一般管理費、委託料などを５５万円減額しており、第２款医業費においては、医療用機械器具費などを合わせて１２５万円減額いたしております。

以上、議案第３２号 平成２９年度まんのう町国民健康保険特別会計補正予算（案）第３号につきまして御説明申し上げました。御審議の上、御議決賜われますようよろしくお願いいたします。

○田岡秀俊議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

ただいま議題となっております議案第３２号は、教育民生常任委員会に付託いたします。

日程第４０ 議案第３３号 平成２９年度まんのう町後期高齢者医療特別会計補正予算（案）第１号

○田岡秀俊議長 日程第４０、議案第３３号 平成２９年度まんのう町後期高齢者医療特別会計補正予算（案）第１号を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました、議案第３３号の平成２９年度まんのう町後期高齢者医療特別会計補正予算（案）第１号について、その提案理由を申し上げます。

８３ページをお開きください。

第１条の歳入予算の補正につきましては、８５ページの第１表をごらんください。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ６４万６，０００円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ２億５，３５５万４，０００円とするものでございます。

事項別明細書９１ページをお開きください。

歳入では、第４款繰入金において、一般会計繰入金を６４万６，０００円減額しております。これは事務費繰入金に係るものであり、歳入決算見込みによる減額でございます。

９２ページをお開きください。

これに対する歳出といたしまして、第２款後期高齢者医療広域連合納付金において、決算見込みにより６４万６，０００円減額となっております。

以上、議案第３３号 平成２９年度まんのう町後期高齢者医療特別会計補正予算（案）第１号について御説明申し上げました。御審議の上、御議決賜われますようよろしくお願い申し上げます。

○田岡秀俊議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

ただいま議題となっております議案第３３号は、教育民生常任委員会に付託いたします。

日程第４１ 議案第３４号 平成２９年度まんのう町下水道特別会計補正予算（案）第１号

○田岡秀俊議長 日程第４１、議案第３４号 平成２９年度まんのう町下水道特別会計補正予算（案）第１号を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました、議案第３４号の平成２９年度まんのう町下水道特別会計補正予算（案）第１号について、その提案理由を申し上げます。

９５ページをお開きください。

下水道特別会計では、歳入歳出の補正はございませんが、第１条の繰越明許費について、

９７ページの第１表をごらんください。

平成３０年度へ繰り越しする事業、中讃等流域下水道建設負担金について、繰り越して使用できる経費の上限を５８１万６，０００円と定めているものです。

以上、議案第３４号 平成２９年度まんのう町下水道特別会計補正予算（案）第１号について御説明申し上げました。御審議の上、御議決賜われますようよろしくお願い申し上げます。

○田岡秀俊議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第３４号は、会議規則第３９条第３項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 異議なしと認めます。

よって、議案第３４号は委員会の付託を省略することに決定しました。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第３４号 平成２９年度まんのう町下水道特別会計補正予算（案）第１号を採決いたします。本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第４２ 議案第３５号 平成２９年度まんのう町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算（案）第２号

○田岡秀俊議長 日程第４２、議案第３５号 平成２９年度まんのう町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算（案）第２号を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました、議案第３５号の平成２９年度まんのう町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算案（第２号）について、その提案理由を申し上げます。

１０１ページをお開きください。

第１条の歳入予算の補正については、１０３ページの第１表をごらんください。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ９０６万４，０００円を減額し、歳入歳出予

算の総額を歳入歳出それぞれ5,623万6,000円とするものでございます。

事項別明細書109ページをお開きください。

歳入では、第4款繰入金において、一般会計繰入金を906万4,000円減額しております。これは歳入決算見込みによる減額であります。

次に、110ページをお開きください。

これに対する歳出としまして、第2款施設費において、決算見込みにより、委託料などを合わせて906万4,000円減額いたしております。

以上、議案第35号 平成29年度まんのう町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算（案）第2号について御説明申し上げました。御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○田岡秀俊議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

ただいま議題となっております議案第35号は、教育民生常任委員会に付託いたします。

日程第43 議案第36号 平成29年度まんのう町水道事業会計補正予算（案）第1号

○田岡秀俊議長 日程第43、議案第36号 平成29年度まんのう町水道事業会計補正予算（案）第1号を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました、議案第36号 平成29年度まんのう町水道事業会計補正予算（案）第1号について、その提案理由を申し上げます。

別添補正予算書3ページの事項別明細書をお開きください。

資本的収入及び支出科目の収入において、第3款資本的収入、第2項負担金、第2目工事負担金において349万8,000円、第7項補償費、第7目補償費において592万3,000円の増額を行い、支出においては、第4款資本的支出、第1項建設改良費、第2目配水設備工事費において1,240万円の増額を行うものであります。

内容といたしましては、負担金は仲南小池地区老朽管更新工事に係る町道古田線及び小池1号線の舗装全面復旧の仲南支所負担額分、補償費は追上地区農道拡幅工事に伴う仮設配管等による補償額であります。

支出増におきましても、これら二つの追加工事による事業費の不足を補うものでございます。御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○田岡秀俊議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

ただいま議題となっております議案第36号は、建設経済常任委員会に付託いたします。

日程第44 議案第37号 平成30年度まんのう町一般会計予算（案）

○田岡秀俊議長 日程第44、議案第37号 平成30年度まんのう町一般会計予算（案）を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました、議案第37号の平成30年度まんのう町一般会計予算（案）について、その提案理由を申し上げます。

1ページをお開きください。

第1条、歳入歳出予算総額は113億2,200万円で、対前年度5億4,200万円の増、対前年度比5.0%増となっております。

13ページの歳入歳出予算事項別明細書をお開きください。

歳入予算につきましては、まず町にとって一番重要かつ自主財源の根幹をなす町税について、対前年度7,480万7,000円の増額、対前年度比4.0%の増を想定しております。

これは、主に平成29年度決算見込みによる推計値であります。町税につきましては、今後とも収納率低下を招くことのないよう、住民の公平負担の観点からも収納率向上に向け一層努力してまいります。

次に、地方交付税において、当町は平成28年度より5年間の激変緩和措置期間に入っているわけではありますが、個別算定経費である合併特例債償還金の算入金額増加が見込まれることから、普通交付税は前年度と同額、平成29年度決算見込みにより、特別交付税についても前年度同額といたしております。

国庫支出金は、主に総務費補助金におけるカーボンマネジメント強化事業補助金1億218万9,000円、民生費補助金において、保育所等整備交付金7,578万7,000円計上していることなどにより、対前年度1億2,059万9,000円の増額、対前年度比18.9%増となっております。

町債は、琴南支所周辺整備事業債、交通安全施設整備事業債、道路長寿命化修繕事業債などの減少により新たに起債充当となった事業があるものの、対前年度3億5,970万円の減額、対前年度比22.2%減としております。

14ページをお開きください。

歳出予算につきましては、前年度と比べ議会費、民生費、労働費、商工費、消防費、教

育費、公債費が増加し、その他の款は前年度を下回っております。

歳出全体といたしましては、昨年に引き続き民生費が全体の31.1%と、最も大きなウエートを占めております。

1ページにお戻りください。

第2条の債務負担行為は、7ページ第2表債務負担行為で事項、期間及び限度額を示しております。

第3条の地方債は、9ページ第3表地方債で目的、限度額、起債の方法、利息及び償還の方法を定めております。

第4条の一時借入金は最高額を10億円と定めるものでございます。

第5条は、地方自治法第220条第2項のただし書きの規定により、歳出予算の各項の間で流用ができる経費について記載いたしております。

概要の説明は担当課長より申し上げます。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○田岡秀俊議長 総務課長、高嶋一博君。

○高嶋総務課長 平成30年度まんのう町一般会計当初予算案について御説明をさせていただきます。

それでは、予算の概要でございますが、お手元に配付しております平成30年度当初予算の概要に沿って御説明をさせていただきます。

お配りしております概要書及びタブレットの中にも議案第37号のところの補足説明資料として概要書を入れておりますので、どちらでも結構でございますので、お目通しをいただいたらと思います。

まず、3ページをお開きください。

一般会計当初予算の総額は113億2,200万円で、対前年度5億4,200万円の増額、対前年度比5%増といたしております。

特別会計予算につきましては、それぞれ第1表平成30年度当初予算の状況で表示いたしております。

次に、6ページをお開きください。

一般会計歳入歳出予算の状況について御説明いたします。

まず、歳入予算につきましては、6ページの第2表、平成30年度一般会計歳入予算の内訳で款ごとの金額を前年度と比較して示しております。

主なものについて御説明いたします。

第1款町税は19億2,641万2,000円を計上しております。これは、平成29年度決算見込みからの推計値であり、対前年度比4.0%増を想定しております。

第10款地方交付税は、平成30年度を全体として、前年度算定額に国の推計増減率等を考慮して計上しております。算定上は国の出口ベースにおける地方交付税全体の総額で2%の減、さらに平成28年度からの合併後算定がえの激変緩和措置期間として5割の減

額となっていますが、個別算定経費であります合併特例債償還金の算入金額増加が見込まれることから、今年度の普通交付税は前年度同額の３４億４，４００万円といたしております。

また、普通交付税の補完的な機能を持つ特別交付税につきましては、過去３年間の交付実績等をもとに算出し、前年度同額の２億８，４００万円を計上しております。

第１４款国庫支出金は７億５，８３３万１，０００円とし、対前年度１億２，０５９万９，０００円の増額、対前年度比１８．９％増を計上しております。

主に、総務費におけるカーボンマネジメント強化事業補助金や民生費における保育所等整備交付金が増加したことが影響しております。

第１５款県支出金では、民生費において老人福祉費補助金や総務費における香川県知事選挙費委託金が増加したことなどから、対前年度１億６，０４６万４，０００円の増額、前年度対比１９．６％の増となっております。

第１８款繰入金では、収支不足による財源対策のための財政調整基金繰入金を前年度比４７．２％増の５億１２１万４，０００円、減債基金繰入金を対前年度比８０．２％増の６億９００万円を計上いたしており、全体として１３億６６６万３，０００円、対前年度５億２，５４８万６，０００円増、対前年度比６７．３％増となっております。

第２１款は町債でございます。全体で１２億６，１４０万円、対前年度３億５，９７０万円減、対前年度比２２．２％減を計上いたしております。

主な要因といたしましては、琴南支所周辺整備事業や香川用水土器川沿岸地区国営農業用水再編対策推進協議会負担金の清算予納等の事業への充当が終了したことが主な要因でございます。

一方、私立保育所整備事業や仲南小学校の施設整備事業、神野公民館建設事業等、新たに発行する事業もございます。

また、臨時財政対策債については、財政調整機能を強化する観点において、平成２５年度から財源不足額方式に算定方式が完全に移行いたしております。

そういった中、平成３０年度は国が全体額を抑制する方針を示していること、また、過去の同額の実績から、昨年度とほぼ同額の２億９，９００万円、対前年度５０万円増、対前年度比０．２％増を計上いたしております。

今後も町債につきましては、できる限り発行額を抑制するとともに、町にとって負担が少なく有利な合併特例債、過疎・辺地債等の活用を行ってまいり所存でございます。

なお、町債における一般会計の平成３０年度末現在高見込みは１２５億９，７９６万８，０００円で、平成２９年度末現在高見込みよりも８，１７１万４，０００円の減となっております。

次に、歳出予算について御説明させていただきます。

１０ページ、１１ページをお開きください。

第３表、平成３０年度一般会計歳出予算の内訳で、款ごとの金額を前年度と比較して示

しております。

また、各款ごとの予算の主な内容は、１６ページから記述しておりますので、ごらんください。

主なものを御説明申し上げます。

第１款議会費は、対前年度４７４万１，０００円の増額、対前年度比３．７％増としております。これは主に議員報酬の増加によるものでございます。

第２款総務費は、対前年度２億９２１万円の減額、対前年度比１１．７％減としております。

主な要因は、第１項総務管理費において、交通安全対策費の、これにつきましてはガードレール等落下物等防止事業等がございましたが、これについて３，０００万円の減額や、支所及び出張所費の琴南支所改修工事費３億円の減額によるものでございます。

また、町税費においては、固定資産、前期前納付報奨金などの皆減により、対前年度４３７万６，０００円減、前年度対比３．５％減の１億２，０７１万８，０００円となっております。

第３款民生費は、対前年度４億７，６１３万４，０００円の増額、対前年度比１５．６％増としております。

主な要因は、第１項社会福祉費において、老人福祉費におけるやすらぎ荘施設修繕工事費１億７，０２８万６，０００円の増額や、介護医療院転換補助金１億４，０００万円の皆増などにより、老人福祉費で対前年度３億３，５５６万５，０００円の増額となっております。

また、第２項児童福祉費において、保育所費におけるいろは保育園の耐震改修工事に係る補助金が１億１，３６７万９，０００円増額となったことなどから、対前年度１億２，８６０万２，０００円の増、対前年度比７５．５％増となっており、児童福祉費全体として１４億４２５万２，０００円となっております。

第４款衛生費は、対前年度３２０万３，０００円の減額、対前年度比０．５％減となっております。

主な要因は、第１項保健衛生費において、かりん健康センター施設改修工事費２，９５９万２，０００円の皆減によるものであり、全体として６億６，３０６万７，０００円を計上いたしております。

第５款労働費は、対前年度７５万円の増額、対前年度比２４．５％増となっております。これは、勤労青少年ホーム管理費でございます。

第６款農業水産業費につきましては、対前年度１億８，６４５万８，０００円の減額、対前年度比１６．６％減といたしております。

主な要因は、第１項農業費における香川用水土器川沿岸地区国営農業用水再編対策推進協議会負担金など１億９，８００万８，０００円の減額であり、第２項林業費は、全国育樹祭実行委員会補助金の皆減によるものであり、対前年度１，５２２万２，０００円の減、

対前年度比14.9%の減となっております。

第7款商工費は、対前年度459万4,000円の増、対前年度比1.9%増となっております。

主な要因は、ダイヤのエースARアプリ更新業務委託料及び公園施設工事請負費、合わせて500万円の増額によるものでございます。

第8款土木費は、対前年度1億2,423万6,000円の減額、対前年度比16.9%の減としております。

主な要因は、第2項土木管理費において、道路舗装工事費2,900万円の減や、県営工事負担金1,100万円減によるものでございます。

また、河川費において、河川整備工事費が対前年度1,550万円の減、前年度対比69.3%減となったこと、さらに、第5項住宅費において、町営住宅の老朽化に伴う改修工事費3,000万円の減によるものでございます。

第9款消防費は、対前年度比5,474万6,000円の増額、対前年度比9.7%増となっております。

主な要因は、仲多度南部消防組合への消防車両機器整備事業負担金5,069万円の増額や、総合ハザードマップ作成業務委託料2,041万2,000円を増額したことによるものでございます。

第10款教育費は、対前年度2億6,642万2,000円の増額、対前年度比22%の増となっております。

この主な要因は、第3項中学校費において、PFI事業費の委託料が7,782万2,000円増額したこと、また、第5項社会教育費において、神野公民館施設整備工事費及び委託料が1億5,607万4,000円増額となったことなどから、公民館費全体で対前年度比257.3%増となっております。

第11款災害復旧費は、前年度と同額の1万2,000円を計上しております。年度内に風水害などが発生した場合には、その復旧費は補正予算により対応いたします。

第12款公債費は、対前年度2億6,494万3,000円の増額、対前年度比22.8%増となっております。これは利子が606万9,000円減額となったものの、大型事業で借り入れた地方債の元金償還が始まったこと、長期債償還元金が2億7,101万2,000円増額となったことによるものでございます。

第13款諸支出金は、対前年度722万3,000円の減額、対前年度比7.4%減となっております。

主な要因は、第1項普通財産取得費1,050万円の皆減によるものでございます。

なお、各基金の現在高状況は33ページ、第5表基金の状況にあらわしておりますので、ごらんください。

主な基金である財政調整基金は、平成30年度末現在高見込みが28億4,500万円で、平成29年度末現在高見込みと比較しまして4億8,300万円の減少となっております。

ます。

第14款予備費は500万円で、前年度と同額を計上しております。

以上、歳出予算の款別内訳について御説明を終わります。

次に、13ページからは一般会計歳出予算の性質別内訳について説明しております。

まず、義務的経費は44億5,535万8,000円で、対前年度3億3,494万2,000円の増額、対前年度比8.1%増となっております。全体に占める構成比率は39.4%で、前年度より1.1ポイント増加となっております。

人件費は、給与改定などにより対前年度比2.7%の増、扶助費においては、介護給付・訓練等給付費などの増加のため、対前年度比1.8%の増となっております。

公債費につきましては、合併関連事業における合併特例債の長期債償還元金が増加傾向にあることから、前年度に比べ22.8%の増となっております。

投資的経費は、事業効果が長期間継続する庁舎や道路、町営住宅、学校施設などといった目に見えて残る社会資本を整備するための経費で、普通建設事業費、災害復旧事業費、失業対策事業費に分けられます。平成30年度は前年度に比べて12%の減となっております。総務費における琴南支所周辺整備事業や民生費における放課後児童対策事業などの大型事業が完了したため、普通建設事業費が減少したものでございます。

その他の経費は物件費、維持補修費、補助費、繰出金などで、全体といたしましては、前年度に比べて7.6%の増となっております。

内容といたしましては、物件費においては、満濃中学校等管理運営費PFI事業サービス購入費、また、補助費においては、私立保育所整備事業補助金の増加などが上げられます。

なお、予算に関する説明書の111ページから債務負担行為に関する調書及び地方債に関する調書を添付しておりますので、お目通しのほどよろしくお願いいたします。

以上、簡単ではございますが、議案第37号 平成30年度まんのう町一般会計予算（案）の御説明をさせていただきました。御審議の上、御議決賜われますようよろしくお願い申し上げます。

○田岡秀俊議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。質疑はありませんか。

1番、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 総務課長の説明された当初予算の概要、これには地方財政健全化の五つの指標による説明は何ら記載されていない。予算書を見ますと、減債基金6億円繰り入れるとあって、そして町債が12億6,140万円借りますが、合併特例債と過疎債と臨時財政対策債を合計すると11億5,650万円です。7割の元利償還金があるものを11億5,650万円借りて、実質、町の負担になる額というのは、ざっと私が計算すると3億8,825万円ぐらいしかない。この理解で合ってますでしょうか。

防災対策事業債と緊急防災・減災事業債を足すと4, 130万円ありますが、これももしかしたら地方交付税の元利償還金の裏補填がついてやしないかと思うんですが、ここの御説明だけ伺っておきたい。2点です。以上、お願いします。

○田岡秀俊議長 答弁、総務課長、高嶋一博君。

○高嶋総務課長 竹林議員さんの御質問にお答えさせていただきます。

地方財政の健全化に関する4項目の指標につきましては、決算時にあらわさせていただくというふうに承知をしております。これにつきましては、前回のときの平成28年度決算に基づく部分の指標の算定につきましては、以前に議会のほうへ御報告させていただいたというふうに記憶しております。それに従いまして、本年度予算についても対応はしておりますが、今のところ、4指標については健全化を示しておるということで御理解いただきたらと思います。

また、先ほど御質問のありました合併特例債及び過疎債、辺地債、財政対策債等につきましては、御質問にあったように、合併特例債については7割、過疎債についても7割、辺地債については8割、臨時財政対策債については元利償還金について交付税措置が受けられますので、おっしゃるように、7割程度の負担ということで御理解いただければいいというふうに考えております。

また、災害対策債等につきましても、公債費の部分について、これは公債費ではございませんが、事業費補正のほうへ算入されるということでございまして、大幅な交付税措置が受けられる部分であることは間違いございません。以上でございます。

元利償還の中で国の交付税措置が7割ございますので、町としての実質負担は3割で済むということでございますが、これは元利ということになりますので、実際に1億円借りても、利子は今は少ないですが、利子はその上にふえていきますので、トータルで利子を含めて7割負担で、3割が町の負担になるということでございます。

○田岡秀俊議長 再質問、1番、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 合併特例債の優位性と過疎債を駆使するようになりましたし、減災・防災基金すら政府の裏補填があると。12億円借りるといっても、実質の負担は3億円相当なんですかね。積極的な財政資金調達に出た町長の積極性を高く評価します。地域経済を振興するために、町役場を挙げて積極的に資金調達に動くべきであります。それは実質公債費比率を見てブレーキとアクセル、将来負担率を見てブレーキ、アクセル、メータさえ見なければ、しくじることはない。私から見ると、非常に積極財政であると理解できました。御説明ありがとうございます。

○田岡秀俊議長 答弁、総務課長、高嶋一博君。

○高嶋総務課長 済みません。先ほどの御質問に補正をさせていただきます。

合併特例債は有利な起債であるのはたしかでございますが、償還期間が2年据え置き10カ年ということでございまして、大変短期間で償還する起債でございます。通常であれば、25年なり30年かけて、起債は単年度ごとには少ない金額を返していくんですが、

合併特例債の場合は、10分の1を毎年返していくというような格好になります。これで、中長期の財政計画の中でもお示したように、短期間で償還金が一気にふえております。今回も2億円ほど元利金がふえておるのは、そういうことでございます。したがって、公債費負担比率が、いわゆる予算の中に締めてくる割合が、今から一気にふえてくる可能性が十分ございます。これは十分に見据えながら財政運営をしていく必要があるのかなというふうに考えておりますので、これはいいことばかりではないということで御理解いただきたらと思います。

○田岡秀俊議長 この議案に関しましては総務委員会の付託を予定しておりますので、竹林議員、総務委員でありますので、その中で詳細な十分な審議をしていただきたい。

○竹林昌秀議員 いやいや、詳細というより骨格であります。もう一点、お願いしたい。

〔「議長、総務委員以外の人ができるならかまんけど」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 総務委員ですので、総務委員会付託予定しておりますので、その中で十分な審議をお願いしたいと思います。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 これをもって、質疑を終了いたします。

ただいま議題となっております議案第37号は、総務常任委員会に付託いたします。

日程第45 議案第38号 平成30年度まんのう町国民健康保険特別会計予算（案）

○田岡秀俊議長 日程第45、議案第38号 平成30年度まんのう町国民健康保険特別会計予算（案）を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました、議案第38号 平成30年度まんのう町国民健康保険特別会計（事業勘定及び直営診療施設勘定歯科・内科）予算（案）について、その提案理由を申し上げます。

115ページをお開きください。

第1条第1項では、事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ21億7,020万円と定めるものであり、対前年度5億2,480万円の減、対前年度比19.5%の減となります。

第2項では、直営診療施設勘定歯科の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ450万円と定めるものであり、対前年度2,830万円の減、対前年度比86.3%減となります。

第3項では、直営診療施設勘定内科の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7,040万円と定めるものであり、対前年度390万円の減、対前年度比5.2%減となりま

す。

第4項は、事業勘定及び直営診療施設勘定歯科・内科の歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算によるというものであります。

第2条では、地方自治法第220条第2項のただし書きの規定により、予算の流用ができる経費について記載いたしております。

事業勘定の歳入歳出予算について説明いたします。

123ページをお開きください。

歳入予算では、第1款国民健康保険税3億8,053万1,000円、対前年度比4.8%の減、第4款使用料及び手数料15万1,000円、前年度同額、第6款県支出金15億9,836万円、対前年度比1,035.1%増、第8款財産収入5万円、前年度同額、126ページ、第10款繰入金1億8,689万4,000円、対前年度比3.6%減、第11款繰越金1,000円、前年度同額、第12款諸収入421万3,000円、対前年度比1.9%減をそれぞれ見込んでおります。

124ページをお開きください。

歳出予算では、第1款総務費1,123万5,000円、対前年度比0.3%減、第2款保険給付費15億7,352万2,000円、対前年度比5.9%減、第3款国民健康保険事業費納付金5億4,989万4,000円、この款は予算組み替えにより前年度計上額はありません。

第4款共同事業拠出金1万円、対前年度比99.9%減、第6款保健事業費2,131万1,000円、対前年度比4.1%増、第7款基金積立金5万1,000円、前年度と同額、第9款諸支出金1,367万7,000円、対前年度比17.8%減、第10款予備費50万円、前年度と同額をそれぞれ計上いたしております。

続きまして、直営診療施設勘定歯科の歳入歳出予算について説明いたします。

141ページをお開きください。

歳入予算では、第5款財産収入7,000円、対前年度比12.5%減、第6款繰入金449万3,000円、対前年度比81.8%減をそれぞれ見込んでおります。

142ページをお開きください。

歳出予算では、第1款総務費425万4,000円、対前年度比19.6%減、第2款医業費13万8,000円、対前年度比99.5%減、第4款基金積立金8,000円、対前年度比11.1%減、第5款予備費10万円、前年度と同額をそれぞれ計上いたしております。

続きまして、直営診療施設勘定内科の歳入歳出予算について説明いたします。

151ページをお開きください。

歳入予算では、第1款診療収入4,580万円、対前年度比6.1%増、第2款使用料及び手数料42万5,000円、対前年度比25%増、第4款県支出金298万円、対前年度比31.4%増、第5款財産収入8,000円、対前年度比20.0%減、第6款繰

入金 2, 091 万 8, 000 円、対前年度比 26.3%減、第 8 款諸収入 26 万 9, 000 円、対前年度比 122.3%増をそれぞれ見込んでおります。

152 ページをお開きください。

歳出予算では、第 1 款総務費 4, 782 万 7, 000 円、対前年度比 4.9%減、第 2 款医業費 2, 226 万 4, 000 円、対前年度比 6%減、第 3 款施設整備費 10 万円、前年度同額、第 5 款基金積立金 9, 000 円、対前年度比 18.2%減、第 6 款予備費 20 万円、前年度と同額をそれぞれ計上いたしております。

156 ページからは、給与費明細書を記載しておりますので、お目通しをお願いいたします。

以上、平成 30 年度まんのう町国民健康保険特別会計予算（案）の概要説明とさせていただきます。御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○田岡秀俊議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

ただいま議題となっております議案第 38 号は、教育民生常任委員会に付託いたします。

日程第 46 議案第 39 号 平成 30 年度まんのう町後期高齢者医療特別会計予算（案）

○田岡秀俊議長 日程第 46、議案第 39 号 平成 30 年度まんのう町後期高齢者医療特別会計予算（案）を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました、議案第 39 号の平成 30 年度まんのう町後期高齢者医療特別会計予算（案）について、その提案理由を申し上げます。

161 ページをお開きください。

第 1 条第 1 項では、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 2 億 7, 600 万円と定めるものであり、対前年度 1, 640 万円の増、対前年度比 6.5%増となります。

第 2 項は、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額について、第 1 表歳入歳出予算によるというものであります。

167 ページをお開きください。

歳入予算では、第 1 款後期高齢者医療保険料 1 億 6, 559 万 7, 000 円、対前年度比 7.6%増、第 2 款使用料及び手数料 2 万 1, 000 円、前年度と同額、第 3 款国庫支出金 72 万 9, 000 円皆増、第 4 款繰入金 1 億 423 万 8, 000 円、対前年度比 3.9%増、第 5 款繰越金 1, 000 円、前年度と同額、第 6 款諸収入 1 万 4, 000 円、前

年度と同額をそれぞれ見込んでおります。

168ページをお開きください。

歳出予算では、第1款総務費166万5,000円、対前年度比145.6%増、第2款後期高齢者医療広域連合納付金2億6,790万5,000円、対前年度比6.1%増、第3款諸支出金53万円、前年度と同額、第4款予備費50万円、前年度と同額をそれぞれ計上いたしております。

以上、議案第39号の平成30年度まんのう町後期高齢者医療特別会計予算（案）につきまして御説明申し上げました。御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○田岡秀俊議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

ただいま議題となっております議案第39号は、教育民生常任委員会に付託いたします。

日程第47 議案第40号 平成30年度まんのう町介護保険特別会計予算（案）

○田岡秀俊議長 日程第47、議案第40号 平成30年度まんのう町介護保険特別会計予算（案）を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました、議案第40号の平成30年度まんのう町介護保険特別会計予算（案）について、その提案理由を申し上げます。

173ページをお開きください。

第1条第1項では、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ25億6,100万円と定めるものであり、対前年度1億9,070万円の増、対前年度比8.0%増となります。

第2項は、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額について、第1表歳入歳出予算によるというものであります。

第2条では、地方自治法第220条第2項のただし書きの規定により予算の流用ができる経費について記載いたしております。

179ページをお開きください。

歳入予算では、第1款保険料4億5,946万8,000円、対前年度比15.9%増、第2款分担金及び負担金331万1,000円、前年度対比67.4%増、第3款使用料及び手数料1万円、前年度と同額、第4款国庫支出金6億4,065万2,000円、対前年度比7.5%増、第5款支払基金交付金6億7,102万5,000円、対前年度比4.1%増、第6款県支出金3億7,433万1,000円、対前年度比7.6%増、第

7 款財産収入 2 0 万円、対前年度比 4 5. 7 % 減、第 9 款繰入金 4 億 1, 1 9 7 万 8, 0 0 0 円、対前年度比 7. 6 % 増、第 1 0 款繰越金 1, 0 0 0 円、前年度と同額、第 1 2 款諸収入 2 万 4, 0 0 0 円、前年度対比 5 0 0 % 増をそれぞれ見込んでおります。

1 8 0 ページをお開きください。

歳出予算では、第 1 款総務費 4, 6 4 6 万 9, 0 0 0 円、対前年度比 1 2. 7 % 増、第 2 款保険給付費 2 4 億 3, 2 1 3 万 1, 0 0 0 円、対前年度比 7. 2 % 増、第 5 款地域支援事業費 8, 0 9 9 万 3, 0 0 0 円、対前年度比 3 6. 0 % 増、第 6 款基金積立金 2 0 万円、対前年度比 4 5. 7 % 減、第 8 款予備費 2 5 万円、前年度と同額、第 9 款諸支出金 9 5 万 7, 0 0 0 円、対前年度比 2 5 9. 8 % 増をそれぞれ計上いたしております。

1 9 4、1 9 5 ページには給与費明細書を記載いたしておりますので、お目通しをお願いいたします。

以上、議案第 4 0 号の平成 3 0 年度まんのう町介護保険特別会計予算（案）につきまして御説明申し上げました。御審議の上、御議決賜わりますようよろしくお願い申し上げます。

○田岡秀俊議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

ただいま議題となっております議案第 4 0 号は、教育民生常任委員会に付託いたします。

日程第 4 8 議案第 4 1 号 平成 3 0 年度まんのう町下水道特別会計予算（案）

○田岡秀俊議長 日程第 4 8、議案第 4 1 号 平成 3 0 年度まんのう町下水道特別会計予算（案）を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました、議案第 4 1 号の平成 3 0 年度まんのう町下水道特別会計予算（案）について、その提案理由を申し上げます。

1 9 9 ページをお開きください。

第 1 条第 1 項では、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 2 億 1, 0 0 0 万円と定めるものであります。対前年度 3 5 0 万円の増、対前年度比 1. 7 % 増となります。

第 2 項は、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額について、第 1 表歳入歳出予算によるというものであります。

第 2 条では、地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利息及び償還の方法について定めております。

なお、2 0 3 ページの第 2 表地方債で詳しく記載しております。

第3条では、一時借入金の借入限度額を2,000万円と定めるものでございます。

207ページをお開きください。

歳入予算では、第1款分担金及び負担金200万円、前年度と同額、第2款使用料及び手数料5,304万円、対前年度比0.7%増、第6款繰入金1億1,495万5,000円、対前年度比5.6%増、第7款繰越金1,000円、前年度と同額、第8款諸収入4,000円、前年度と同額、第9款町債4,000万円、対前年度比7%減をそれぞれ見込んでおります。

208ページをお開きください。

歳出予算では、第1款総務費4,621万5,000円、対前年度比1.4%減、第2款施設費2,308万5,000円、対前年度比55.6%増、第3款公債費1億4,020万円、対前年度比2.8%減、第5款予備費50万円、前年度同額をそれぞれ計上いたしております。

なお、212、213ページには給与費明細書を記載しておりますので、お目通しをお願いいたします。

214ページをお開きください。

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書でございます。

平成30年度末においては、前年度末に比べ7,903万2,000円減少となる見込みです。御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○田岡秀俊議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

ただいま議題となっております議案第41号は、建設経済常任委員会に付託いたします。

日程第49 議案第42号 平成30年度まんのう町農業集落排水特別会計予算（案）

○田岡秀俊議長 日程第49、議案第42号 平成30年度まんのう町農業集落排水特別会計予算（案）を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました、議案第42号の平成30年度まんのう町農業集落排水特別会計予算（案）について、その提案理由を申し上げます。

217ページをお開きください。

第1条第1項では、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,300万円と定めるものであり、対前年度470万円の増、対前年度比16.6%増となります。

第２項は、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額について、第１表歳入歳出予算によるというものであります。

第２条では、一時借入金の借入限度額を３００万円と定めるものであります。

２２３ページをお開きください。

歳入予算では、第１款分担金及び負担金４５万円、前年度と同額、第２款使用料及び手数料６２４万８，０００円、対前年度比２．１％増、第３款県支出金５００万円、前年から皆増、第４款繰入金２，１３０万円、対前年度比２．０％減、第５款繰越金１，０００円、前年度と同額、第６款諸収入１，０００円、前年度と同額をそれぞれ見込んでおります。

２２４ページをお開きください。

歳出予算では、第１款施設費１，４００万８，０００円、対前年度比５０．５％増、第２款公債費１，８８９万２，０００円、前年度と同額、第３款予備費１０万円、前年度と同額をそれぞれ計上いたしております。

２２７ページをごらんください。

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書でございます。

平成３０年度末においては、前年度末に比べ１，５４０万９，０００円減少となる見込みでございます。

以上、議案第４２号の平成３０年度まんのう町農業集落排水特別会計予算（案）の概要説明とさせていただきます。御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○田岡秀俊議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

ただいま議題となっております議案第４２号は、建設経済常任委員会に付託いたします。

日程第５０ 議案第４３号 平成３０年度まんのう町浄化槽整備推進事業特別会計予算（案）

○田岡秀俊議長 日程第５０、議案第４３号 平成３０年度まんのう町浄化槽整備推進事業特別会計予算（案）を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました、議案第４３号の平成３０年度まんのう町浄化槽整備推進事業特別会計予算（案）について、その提案理由を申し上げます。

231ページをお開きください。

第1条第1項では、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5,990万円と定めるものであり、対前年度490万円の減、対前年度比7.6%減となります。

第2項は、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額について、第1表歳入歳出予算によるというものであります。

第2条では、一時借入金の借入限度額を700万円と定めるものであります。

237ページをお開きください。

歳入予算では、第2款使用料及び手数料1,160万円、対前年度比23.7%減、第5款繰入金4,830万円、対前年度比2.6%減をそれぞれ見込んでおります。

238ページをお開きください。

歳出予算では、第1款総務費895万円、対前年度比10.8%増、第2款施設費3,053万8,000円、対前年度比15.9%の減、第3款公債費1,991万2,000円、前年度と同額、第4款予備費50万円、前年度と同額をそれぞれ計上いたしております。

241、242ページには給与費明細書を記載しておりますので、お目通しをお願いいたします。

243ページをお開きください。

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書でございます。

平成30年度末においては、前年度末に比べ1,557万5,000円減少となる見込みでございます。

以上、議案第43号の平成30年度まんのう町浄化槽整備推進事業特別会計予算（案）の概要説明とさせていただきます。御審議の上、御議決賜われますようよろしくお願いいたします。

○田岡秀俊議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

ただいま議題となっております議案第43号は、教育民生常任委員会に付託いたします。

日程第51 議案第44号 固定資産評価員選任の同意について

○田岡秀俊議長 日程第51、議案第44号 固定資産評価員選任の同意についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

（栗田副町長退席 午後4時25分）

○栗田町長　ただいま上程されました、議案第４４号の固定資産評価員の選任について、その提案理由を申し上げます。

本案は、地方税法第４０４条第１項の規定により設置する固定資産評価員であります松良淳一氏の辞任に伴い、後任に栗田昭彦氏を選任いたしたく、同条第２項の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。

なお、任期は平成３０年４月１日からとしております。御審議の上、御同意賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○田岡秀俊議長　これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

お諮りします。

議案第４４号は、会議規則第３９条第３項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長　異議なしと認めます。

よって、議案第４４号は委員会付託を省略することに決定しました。

本案は人事案件でありますので、質疑、討論を省略して採決したいと思います。

お諮りいたします。

ただいま議題になっております議案第４４号　固定資産評価員選任の同意については、これに同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長　異議なしと認めます。

よって、議案第４４号　固定資産評価員選任の同意については、これに同意することに決定いたしました。

（栗田副町長着席　午後４時２８分）

日程第５２　議案第４５号　まんのう町農業委員会委員の任命につき、認定農業者等が委員の過半数を占めることを要しない場合の同意について

○田岡秀俊議長　日程第５２、議案第４５号　まんのう町農業委員会委員の任命につき、認定農業者等が委員の過半数を占めることを要しない場合の同意についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長　ただいま上程されました、議案第４５号のまんのう町農業委員会委員の任命につき認定農業者等が委員の過半数を占めることを要しない場合の同意について、その提案理由を申し上げます。

農業委員会等に関する法律第８条第５項では、認定農業者等が農業委員の過半を占めなければならないと規定されていますが、同条同項のただし書きで、まんのう町のように認定農業者の数が少ない場合は、例外として同法施行規則第２条第２号の規定により、議会

の同意が得られれば、認定農業者等とこれに準ずるものが合わせて少なくとも4分の1を占めることと条件が緩和されることになります。

まんのう町では、本年1月4日から2月5日まで農業委員の募集を行った結果、候補者に占める認定農業者等が農業委員の過半に達しないことが確定したため、農業委員会等に関する法律施行規則第2条第2号の条件を適用するため、議会の同意を求めるものでございます。御審議の上、御同意賜われますようよろしくお願い申し上げます。

○田岡秀俊議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第45号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 異議なしと認めます。

よって、議案第45号は委員会の付託を省略することに決定しました。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第45号 まんのう町農業委員会委員の任命につき、認定農業者等が委員の過半数を占めることを要しない場合の同意についてを採決いたします。本案は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意されました。

日程第53 議案第46号 まんのう町農業委員会委員の任命について

○田岡秀俊議長 日程第53、議案第46号 まんのう町農業委員会委員の任命についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました、議案第46号のまんのう町農業委員会委員の任命について、その提案理由を申し上げます。

農業委員会等に関する法律第9条及びまんのう町農業委員会委員の選任に関する要綱に基づき、平成30年1月4日から2月5日まで委員候補者の募集を行った結果、19名の募集に対して20名の推薦・応募がありました。

委員の選定に関する透明性を高めるため、委員候補者評価委員会で各候補者について評価を行い、委員とすべき１９名が私に報告されました。私は議案書に記載された１９名を農業委員として適任であると考えており、任命することについて、農業委員会等に関する法律第８条第１項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

農業委員予定者の氏名のみ、敬称を省略して述べさせていただきます。

三原俊雄、曾我部宗男、鈴木多計士、藤井清、秦守、今田義則、亀田安信、中浦優、近藤重義、白川修、奥山則国、黒田啓子、山口靖永、兼若順二、林一典、高井忠、岩倉節夫、細川憲志、白川清茂、以上の１９名の皆様であります。

農業委員の任命に際しては一定の条件がありますが、まず、農業委員会法第８条第６項に規定により、農業委員会の所掌に属する事項に関し利害関係を有しない委員が最低１人は選任されなければならないという条件については黒田啓子氏が該当しております。

また、農業委員会法第８条第５項に関しては、議案第４５号で御承認いただき、同法施行規則第２条第２号の適用により、認定農業者等もしくはこれに準ずる者が農業委員の４分の１以上を占める必要がありますが、委員のうち認定農業者等だけでも５名おり、いずれも必要条件を満たしております。

なお、任期は平成３０年７月２０日から平成３３年７月１９日までの３年間でございます。

以上、議案第４６号の説明を申し上げましたが、御審議の上、御同意を賜りますようお願いいたします

○田岡秀俊議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

お諮りします。

議案第４６号は、会議規則第３９条第３項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 異議なしと認めます。

よって、議案第４６号は委員会付託を省略することに決定しました。

本案は人事案件でありますので、質疑、討論を省略して採決したいと思います。

お諮りいたします。

ただいま議題になっております議案第４６号 まんのう町農業委員会委員の任命については、これに同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 異議なしと認めます。

よって、議案第４６号 まんのう町農業委員会委員の任命については、これに同意することに決しました。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

なお、次回会議の再開は、あす２月２７日、午前９時３０分といたします。本議場に御

参集願います。

本日はこれで散会といたします。

散会 午後4時36分

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する。

平成 3 0 年 2 月 2 6 日

まんのう町議会議長

まんのう町議会議員

まんのう町議会議員